

# 電子政府の推進に関する調査

## 結果報告書

平成 16 年 6 月

総務省行政評価局

## 第 1 調査の目的等

### 1 目的

「電子政府構築計画」(平成 15 年 7 月 17 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)の推進を図る観点から、各府省における国の行政機関が扱う申請・届出等手続のオンライン化の推進施策の実施状況について調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。

### 2 対象機関

全府省、関係事業者等

### 3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 全局(北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州)

四国行政評価支局

### 4 実施時期

平成 15 年 12 月～16 年 6 月

第 2 調 査 結 果

通 知 事 項	説明図表番号
<p>政府は、行政分野へのIT（情報通信技術）の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上を図るため、電子政府構築計画（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、利用者本位の行政サービスの提供と予算効率の高い簡素な行政の実現を目指し各種施策を推進している。</p> <p>電子政府構築計画においては、申請・届出等手続のオンライン化について、これまでの取組が国民等利用者からみて利便性の面で改善の余地があるとして、我が国が世界最先端のIT国家となるためには、利用者の視点を徹底し、すべての手続のオンライン化という「量」の追求から、便利で分かりやすいものとするという「質」の向上への転換を図ることが必要であるとされている。</p> <p>今回、電子政府構築計画の推進を図る観点から、各府省における「国の行政機関が扱う申請・届出等手続」（以下「申請・届出等手続」という。）のオンライン化の推進施策の実施状況について調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>1 申請・届出等手続のオンライン化の推進状況</p> <p>平成15年度末までにオンライン化された申請・届出等手続13,312件（オンライン化の対象手続13,834件の96.2%（パーセント））のうち、手続のすべてがオンライン化されているもの（オンラインで手続が完了するもの）は8,908件（66.9%）、手続の一部がオンライン化されていないもの（オンラインで手続が完了しないもの）は4,404件（33.1%）となっている。</p> <p>この一部がオンライン化されていない手続について、オンライン化されていない部分をみると、添付書類の提出に係る部分、許認可等の結果の通知に係る部分、行政機関が発行する証明書類の交付等に係る部分、利用者の本人確認に係る部分となっている。</p> <p>これらの部分についても、（ ）添付書類の省略及び廃止等手続の簡素化・合理化の取組、（ ）行政機関が発行する証明書类等及び添付書類の電子化の推進、（ ）公的個人認証サービス又は商業登記に基づく電子認証制度（以下「公的認証制度」という。）の利用や民間認証局による電子認証の活用等により、手続のすべてをオンライン化しているものがみられることから、手続の一部がオンライン化されていない手続について、オンラインで行える部分の拡大を図る余地が認められる。</p>	<p>表1 - 、 及び</p> <p>表1 - ~ 及び ~</p>

通 知 事 項	説明図表番号
<p>2 オンラインによる申請・届出等手続の利用状況</p> <p>オンライン化された申請・届出等手続数をみると、平成 14 年度当初においては 737 手続、15 年度当初においては 4,113 手続となっている。</p> <p>これらの手続における年間総申請・届出等件数に占めるオンラインによる利用件数の割合（以下「オンライン利用率」という。）をみると、平成 14 年度では 86.4%（年間総件数 5,008 万 9,932 件中オンラインによる利用件数 4,325 万 9,844 件、15 年度では 81.0%（8,209 万 6,780 件中 6,653 万 6,667 件）となっている。</p> <p>このようにオンライン利用率が高く推移している主たる要因は、オンラインの利用による利用件数の大部分が、通関情報処理システムによる税関への輸出入関係手続（平成 14 年度 3,652 万 8,657 件、15 年度 4,391 万 3,205 件）、輸入食品監視支援システムによる検疫所への食品輸入手続（14 年度 146 万 2,820 件、15 年度 152 万 2,595 件）、輸入植物検査手続電算処理システムによる植物検疫所への輸入関係手続（14 年度 91 万 2,900 件、15 年度 93 万 5,400 件）など申請・届出等件数の多い特定業種に係る手続等を処理するために整備されてきた個別の専用システム（以下「専用システム」という。）によるためである。</p> <p>この専用システムで扱われる手続のオンライン利用率は、平成 14 年度 86.9%（4,975 万 6,574 件中 4,325 万 5,594 件）、15 年度は 81.9%（8,123 万 9,940 件中 6,653 万 315 件）である。</p> <p>一方、専用システムで扱われる手続以外の各府省の汎用的な電子申請システム等で扱われる手続のオンライン利用率は、平成 14 年度 1.3%（33 万 3,358 件中 4,250 件）、15 年度は 0.7%（85 万 6,840 件中 6,352 件）となっている。</p> <p>3 オンラインの利用に関する改善要望・意見等</p> <p>電子政府構築計画では、申請・届出等手続について、「オンラインの利用は国民等利用者の選択によることから、その改善要望を踏まえつつ、利用者がその利便性を実感できるようにする必要がある」とされている。</p> <p>今回、全国 50 事業者等の利用者を対象として、これらの利用者が行った申請・届出等手続について、オンラインの利用に関する改善要望・意見等について聴取した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>オンラインを利用して手続を行った際のメリットとしては、（ ）窓口に出向く時間・費用等の負担が軽減した、（ ）申請書類等の作成に係る時間・費用等の負担が軽減した等が挙げられている。</p> <p>また、デメリットとしては、（ ）添付書類の提出がオンライン化されていないため二度手間となった、（ ）入力作業が複雑なため書面の作成より手間を要した等が挙げられている。</p> <p>オンライン化されている手続を行う際、オンラインを利用しなかった理</p>	<p>表 2 - 、 及び図 2 -</p>

通 知 事 項	説明図表番号
<p>由については、 ) オンラインで手続きが行えることを知らなかった、 ) 窓口で担当者に対面して説明した方がより迅速・的確に処理されると思った等が挙げられている。</p> <p>オンラインの利用に関する改善要望・意見等については、 ) 添付書類提出のオンライン化、添付書類提出の省略を図ってほしい、 ) 提出できる電子ファイルの多様化を図ってほしい、 ) 手続案内、電子申請システムを使いやすくしてほしい、 ) 電子申請様式の簡素化等を図ってほしい、 ) 24 時間 365 日受け付けてほしい等が挙げられている。</p> <p>以上のような状況を踏まえ、各府省は、電子政府構築計画の推進を図る観点から、次の事項等に着実に取り組むことにより、申請・届出等手続のオンライン利用の一層の向上を図る必要がある。</p> <p>添付書類の省略及び廃止等手続の簡素化・合理化の取組、行政機関が発行する証明書類等及び添付書類の電子化の推進、公的認証制度の利用や民間認証局による電子認証の活用等により、手続の一部がオンライン化されていない手続について、オンライン化の拡大を図ること。</p> <p>利用者の立場に立ったシステム改善や手続方法の見直しを図ること。</p> <p>オンラインで行える手続、その利用方法、利便性について利用者に対する周知の徹底を図ること。</p>	

(説明)

1 申請・届出等手続のオンライン化の推進状況

(1) 申請・届出等手続のオンライン化の進ちょく状況

電子政府構築計画において、各府省は、「行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン」に基づき、平成 15 年度末までに手続のオンライン化を着実に実施することとされている。

平成 15 年度末までに各府省が実施した申請・届出等手続のオンライン化の進ちょく状況をみると、表 1 - のとおり、オンライン化対象手続 13,834 件のうち、13,312 件(96.2%)についてオンライン化が図られている。

表 1 - 申請・届出等手続のオンライン化の進ちょく状況

(単位：件、%)

府省名	区分	オンライン化対象手続 (a)	15 年度末までにオンライン化された手続(b)	オンライン化対象手続に占める 15 年度末までにオンライン化された手続の割合 (b/a)%
内閣府		73	70	95.9
公正取引委員会		23	23	100.0
警察庁		179	136	76.0
防衛庁		36	36	100.0
金融庁		1,398	1,398	100.0
総務省		883	868	98.3
法務省		234	216	92.3
外務省		42	36	85.7
財務省		1,626	1,571	96.6
文部科学省		486	486	100.0
厚生労働省		1,953	1,881	96.3
農林水産省		1,093	1,093	100.0
経済産業省		3,045	3,045	100.0
国土交通省		2,405	2,130	88.6
環境省		358	323	90.2
計		13,834	13,312	96.2

(注) 各府省の資料に基づき、当省が作成した。

(2) 申請・届出等手続のオンライン化の内容等

ア 手続のすべてがオンライン化されているもの（オンラインで手続が完了するもの）

オンライン化された申請・届出等手続 13,312 件のうち手続のすべてがオンライン化されているもの（オンラインで手続が完了するもの）は、表 1 - のとおり、平成 15 年度末現在 8,908 件（オンライン化された手続全体の 66.9%）となっている。

表 1 - 手続のすべてがオンライン化されている手続の数・割合（平成 15 年度末現在）

（単位：件、%）

府省名	区分	オンライン化手続 (a)	手続のすべてがオンライン化されている手続 (b)	オンライン化手続に占めるすべてオンライン化手続の割合 (b/a) (%)
内閣府		70	47	67.1
公正取引委員会		23	23	100.0
警察庁		136	133	97.8
防衛庁		36	18	50.0
金融庁		1,398	1,122	80.3
総務省		868	498	57.4
法務省		216	53	24.5
外務省		36	31	86.1
財務省		1,571	593	37.7
文部科学省		486	419	86.2
厚生労働省		1,881	838	44.6
農林水産省		1,093	927	84.8
経済産業省		3,045	3,013	98.9
国土交通省		2,130	1,079	50.7
環境省		323	114	35.3
計		13,312	8,908	66.9

(注) 当省の調査結果による。

今回、調査対象とした年間平均申請・届出等件数が 1 万件以上の手続（以下「調査対象手続」という。）は 452 件(注)あり、これらの手続を国民等利用者から行政機関等に対する片道の行為で完了する届出・報告等の手続（以下「届出等手続」という。）と許認可など国民等の利用者と行政機関等との間で往復のやりとりが必要な申請等の手続（以下「申請等手続」という。）に区分すると、届出等手続 235 件、申請等手続 217 件となっている。

(注) 調査対象とした 452 手続は、各府省の「国の行政機関が扱う申請・届出等手続のオンライン化実施計画」に掲載されている手続の中で年間平均申請件数が 1 万件以上とされている手続 591 件から、オンライン化が平成 16 年度以降に予定されている手続 130 件、独立行政法人の所管となった手続 2 件及び廃止された手続 7 件を除いたものである。

また、上記手続のうち、手続がオンライン化されているものは 420 件（届出等手続 225 件、申請等手続 195 件）で、調査対象手続の 92.9%（届出等手続 95.7%、申請等手続 89.9%）であり、これらオンライン化された手続のうち、手続のすべてがオンライン化されているものは、234 件とオンライン化されている手続の 55.7%となっている。

これら手続のすべてがオンライン化されている 234 件の手続について、手続の種類別にみると、表 1 - のとおり、届出等手続は 188 件、申請等手続は 46 件となっており、これらの中には、添付書類の提出を必要としているもの（届出等手続 64 件、申請等手続 20 件）や手数料の納付を必要としているもの（申請等手続 8 件）となっている。

なお、手続のすべてがオンライン化されている申請等手続 46 件では、申請等を受け付けた行政機関から申請者に対する許認可等の結果通知書などの公文書についてもオンラインにより送付されている。

表 1 - 手続のすべてがオンライン化されている手続の内容等の状況

（単位：件、％）

区 分	年間平均 申請件数 10,000 件 以上の手 続(a)	オンライン化され ている手続(b)		手続のすべてがオンライン化 されている手続(c)			c のうち 添付書類 のある手 続	c のうち 手数料を 徴収して いる手続
			b/a		c/a	c/b		
届出等手続	235	225	95.7	188	80.0	83.6	64	0
申請等手続	217	195	89.9	46	21.2	23.6	20	8
計	452	420	92.9	234	51.8	55.7	84	8

(注) 当省の調査結果による。

#### (ア) 添付書類の提出方法

##### a 手続のすべてがオンライン化されている手続における添付書類の提出方法

手続のすべてがオンライン化されている手続における添付書類の提出方法については、表 1 - のとおり、 スキャナ等を活用して電子化したデータを送付するもの 30 件、 既存の電子データ又は新たに作成した電子データ（ 以外）を送付するもの 77 件、 行政機関等が発行する電子証明書を送付するもの 3 件となっている。

上記 の例としては、「主任技術者不選任承認」（電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 77 号）第 52 条第 2 項）における委託契約書の写しや「道路の占用許可」（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 32 条第 1 項及び第 3 項、第 91 条第 2 項）における道路の占用場所等を明らかにした図面等、 の例としては、「就業規則の届出」（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 89 条第 1 項前段）や「一般旅客自動車運送事業の許可」（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 4 条第 1 項）における役員又は社員の名簿及び履歴書等、 の例としては、商業登記に基づく電子認証制度による電子証明書を利用した「雇用保険の事業所設置の届出」（雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 141 条）等における登記簿謄本がある（表 1 - 参照）。



表 1 - 手続のすべてがオンライン化されている手続における添付書類提出の方法

(単位：件)

添付書類提出の方法	区 分	届出等 手続	申請等 手続	計
手続のすべてがオンライン化されている手続		188	46	234
添付書類の提出がある手続		64	20	84
スキャナ等を活用して電子化したデータを送付		20	10	30
既存の電子データ又は新たに作成した電子データ（ 以外 ） 等を送付		60	17	77
行政機関等が発行する電子証明書を送付		3	0	3

(注) 当省の調査結果による。

表 1 - 手続のすべてがオンライン化されている手続における添付書類提出の方法（例）

府省名	手続名（根拠法令）	添付書類	送付方法			備考
			スキャナ等を利用して電子化したデータを送付	既存の電子データ又は新たに作成した電子データ(以外)を送付	行政機関等が発行する電子証明書等を送付	
公正取引委員会	親事業者及び下請事業者に対する定期調査(下請代金支払遅延等防止法第9条)	・下請事業者名簿(親事業者の場合)	-	-	-	
法務省	成年後見登記に関する証明書の交付申請(後見登記等に関する法律第10条)	(本人の配偶者又は四親等内の親族が申請する場合) ・本人との関係を証する書面(戸籍謄抄本)	-	-	-	
厚生労働省	衛生管理者の選任報告(労働安全衛生規則 労働安全衛生法 第7条第2項)	・衛生管理者免許証の写し又は資格を証する書面	-	-	-	
	就業規則の届出(労働基準法第89条第1項前段)	・意見書 ・就業規則一括届出事業場一覧 ・就業規則及び附属規程	-	-	-	
	労働者派遣事業報告書及び労働者派遣事業収支決算書の提出(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第23条第1項)	・法人の場合、又は個人が青色申告している場合は、労働者派遣事業収支決算書に代えて、貸借対照表及び収支計算書を提出	-	-	-	
	雇用保険の事業所設置の届出(雇用保険法施行規則第141条)	・事業所の実在、設置日及び所在地を確認できる書類(法人登記簿謄本、営業許可証、工事契約書、源泉徴収簿、他の社会保険の適用関係書類等)	-	-	-	電子証明書により、事業所の実在、設置日及び所在地の確認が行える場合は省略可能
経済産業省	主任技術者不選任承認(電気事業法施行規則第52条第2項)	・委託契約の相手方の執務に関する説明書、委託契約書の写し等	-	-	-	
国土交通省	道路の占用許可(企業占用、一般占用)(道路法第32条第1項及び第3項、第91条第2項)	・道路の占用場所、物件の構造等を明らかにした図面等	-	-	-	
	一般旅客自動車運送事業の許可(道路運送法第4条第1項)	・事業用自動車の運行管理体制を記載した書面 ・事業用自動車の乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の概要を記載した書面 ・専用自動車道を開設する場合で工事を要しない区間についての書類及び図面(既存の法人の場合) ・定款又は寄付行為及び登記簿 ・最近の事業年度における賃借対照表 ・役員又は社員の名簿及び履歴書等	-	-	-	

(注) 当省の調査結果による。

b 添付書類提出の省略

(a) 手続の簡素化・合理化の取組状況

電子政府構築計画において、申請・届出等手続については、「手続の簡素化・合理化の取組事項」に基づき、各府省が平成 15 年 12 月までに該当する手続、年度ごとの措置内容を定め、17 年度末までに手続の簡素化・合理化の徹底を図ることとされている。この中で、申請・届出等に係る添付書類の提出について、法令に義務付けがない添付書類は廃止するとともに、企業の財務諸表、会社概要等インターネット等により公表されているなど容易に入手が可能な資料を活用することにより十分に目的が達せられる場合には、当該添付書類は省略可能とする等とされている。

これを受けて、国土交通省においては、平成 16 年度から倉庫証券発行の許可等の手続について、申請書に添付する貸借対照表、損益処分表をホームページに公表している場合には、これらの財務諸表の提出の省略を予定している例がみられる。

また、農林水産省のように、「手続の簡素化・合理化の取組事項」の策定以前から、同省のホームページの電子申請窓口において、一部の手続の財務諸表の提出については、当該財務諸表がインターネット上に掲載されている場合には、そのホームページのアドレスを報告することで省略可能であるとして案内している例もみられる。

しかしながら、調査対象手続の中で財務諸表の提出を求めている 3 手続については、表 1 - のとおり、インターネット上で容易に情報を入手できるものについても省略しておらず、従前どおり電子ファイルもしくは郵送による添付書類の送付を求めている。

なお、これらの手続における当該添付書類の提出の省略については、「手続の簡素化・合理化の取組事項」に取り上げられていない。

表 1 - 調査対象手続で財務諸表の提出を求めている手続

府省名	手続名（根拠法令）	財務諸表の内容	財務諸表の現在の取扱
厚生労働省	社会福祉法人の現況報告（社会福祉法第 59 条）	・前会計年度末における貸借対照表 ・前会計年度の収支計算書	郵送
国土交通省	測量業の財務に関する報告（測量法第 55 条の 8 第 1 項）	・直前 1 年の事業年度の財務に関する書類	郵送
	一般旅客自動車運送事業の許可（道路運送法第 4 条第 1 項）	・最近の事業年度における貸借対照表	電子ファイル（スキャナ）又は郵送

(注) 当省の調査結果による。

(b) オンライン登記情報制度の利用

商業登記簿の記載事項については、法務省所管のオンライン登記情報提供制度の利用により電子的に閲覧することができるようになっており、同制度の利用により登記簿謄抄本の提出を省略することが可能となっている。

例えば、環境省の「公益法人の登記事項変更の届出」(環境大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令(平成12年総理府令第95号)第3条第1項)等においては、同制度の利用により登記簿謄抄本の提出を省略可能としているところである。

しかしながら、調査対象手続の中で商業登記簿謄抄本の提出を求めている4手続については、表1 - のとおり、電子ファイルもしくは郵送による書類の提出を求めている。

表1 - 調査対象手続で商業登記簿謄抄本を求めている手続

府省名	手続名(根拠法令)	商業登記簿謄抄本の内容	商業登記簿謄抄本の現在の取扱
財務省	製造たばこの小売販売業の許可(たばこ事業法第22条)	(法人の場合) ・法人の登記簿謄本	郵送
	製造たばこの小売販売業の商号等の変更の届出(たばこ事業法第30条)	・変更の事実を証明する書類(登記簿の謄本)	郵送
国土交通省	一般旅客自動車運送事業の許可(道路運送法第4条第1項)	(既存の法人の場合) ・登記簿の謄本	電子ファイル(スキャナ)又は郵送
	旅客自動車運送事業者等の届出(運輸開始(一般)、事業の譲渡・譲受、法人の合併若しくは分割の終了等)(道路運送法施行規則第66条1項)	・法人の設立、合併、分割又は解散があったときは、その登記簿の謄本	電子ファイル(スキャナ)又は郵送

(注) 当省の調査結果による。

(イ) 手数料等の納付方法

手数料等の納付については、平成 16 年 1 月 19 日、歳入金電子納付システムが運用開始となっている。各府省においては、順次、電子申請システムをこの電子納付システムへ接続することなどにより手数料等の納付のオンライン化を進めてきており、表 1 - のとおり、そのほとんどにおいて手数料等の納付のオンライン化が完了し、その他のシステムについても平成 17 年度までにオンライン化が予定されている。

表 1 - 各府省における所管電子申請システムの歳入金電子納付システム等との接続状況

区 分	府省名(システム名)
接続済み	金融庁(金融庁電子申請・届出システム) 総務省(総務省電子申請・届出システム、電波利用電子申請・届出システム) 法務省(法務省オンライン申請システム) 外務省(外務省汎用受付等システム) 財務省(財務省電子申請システム、通関情報処理システム、国税電子申告・納税システム、税関手続申請システム) 文部科学省(文部科学省オンライン申請システム) 厚生労働省(厚生労働省電子申請・届出システム、労働保険適用徴収・電子申請システム) 農林水産省(農林水産省電子申請システム) 経済産業省(経済産業省汎用電子申請システム ITEM2000) 国土交通省(国土交通省オンライン申請システム、特殊車両申請システム) 環境省(環境省電子申請・届出システム)
接続予定	内閣府(内閣府電子申請・届出システム：平成 16 年 11 月目途予定) 警察庁(警察庁電子申請・届出システム：17 年度中予定) 防衛庁(防衛庁電子申請・届出システム：16 年度中予定) 経済産業省(特許庁パソコン電子出願：17 年度中予定)

(注) 1 本表は、手数料等を伴う手続に係る各府省所管の電子申請システムについて作成した。

2 財務省所管の通関情報処理システム及び厚生労働省所管の労働保険適用徴収・電子申請システムについては、歳入金電子納付システムは利用していないが、マルチペイメントネットワーク(収納機関と金融機関をネットワークで結ぶことにより、パソコン等から税金等の支払いができるシステム)を利用したインターネットバンキング等により関税、消費税、労働保険料等の電子納付が可能である。

3 法務省所管のオンライン登記情報提供制度の利用に係る手数料については当該システムの運用を行っている財団法人民事法務協会において、また、経済産業省所管の情報処理技術者試験に係る手数料については独立行政法人情報処理推進機構においてクレジット・カードを利用して決済しており、歳入金電子納付システムを利用していない。

(ウ) オンラインによる本人確認方法

a オンラインによる本人確認の現状

手続のすべてがオンライン化されている手続 234 件における本人確認の方法についてみると、表 1 - のとおり、ID(利用者識別番号)・パスワードのみによるものが 69 件、公的個人認証サービスもしくは商業登記に基づく電子認証制度(以下「公的認証制度」という。)又は民間認証局による電子認証のみによるものが 78 件、ID・パスワードと公的認証制度又は民間認証局による電子認証との両方が必要とされているものが 81 件となっている。

上記の例としては、「入港通報」(出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和 56 年法務省令第 54 号)第 51 条 1 項)、「外国貿易船の入港届」(関税法(昭和 29 年法律第 61 号)第 15 条第 1 項)、「健康保険組合の事業状況の報告」(健康保険法施行規則(大正 15 年内務省令第 36 号)第 14 条)の例としては、「業務又は財産の状況に関する報告書の提出」(証券取引法(昭和 23 年法律第 25

号)第65条の2第5項)「恩給受給者の住所変更の届出」(恩給給与規則(大正12年勅令第369号)第34条)「大学入学検定の合格成績証明書の交付申請」(大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)第10条第2項) の例としては、「成年後見登記に関する証明書の交付申請」(後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条)「納税証明書の交付請求」(国税通則法施行令(昭和37年政令第135号)第41条第3項)「漁獲成績報告書又は事業成績報告書の提出」(指定漁業の許可及び取り締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第28条第1項)がある(表1 - 参照)。

表1 - 手続のすべてがオンライン化されている手続における本人確認の方法別手続数

(単位:件)

本人確認の方法	区 分	届出等手続	申請等手続	計
ID・パスワードのみ		41	28	69
公的認証制度又は民間認証局による電子認証のみ		67	11	78
ID・パスワードと公的認証制度又は民間認証局による電子認証との両方が必要		76	5	81
本人確認なし		4	2	6
計		188	46	234

(注) 当省の調査結果による。

表 1 - 手続のすべてがオンライン化されている手続における本人確認の方法別手続（例）

本人確認の方法	手続名（根拠法令）	所管府省
ID・パスワードのみ	船舶の長及び運送業者による入港通報（出入国管理及び難民認定法施行規則第 51 条 1 項）	法務省
	入港届、積荷目録及び船用品目録の提出（外国貿易船）（関税法第 15 条第 1 項）	財務省
	健康保険組合の事業状況の報告（健康保険法施行規則第 14 条）	厚生労働省
	労働経済動向調査（統計報告調整法第 4 条）	
	石油製品需給動態統計調査（石油製品需給動態統計調査規則<統計法>）	経済産業省
	貨物に係る輸出の許可（外国為替及び外国貿易法第 48 条第 1 項、輸出貿易管理令第 1 条第 1 項）	
	船員労働統計調査（船員労働統計調査規則<統計法>）	国土交通省
	港内移動の許可（特定港）（港則法第 7 条第 1 項）	
公的認証制度又は民間認証局による電子認証のみ	業務又は財産の状況に関する報告書の提出（証券取引法第 65 条の 2 第 5 項（第 49 条第 2 項準用））	金融庁
	恩給受給者の住所変更の届出（恩給給与規則第 34 条<恩給法>）	総務省
	大学入学資格検定の合格成績証明書の交付（大学入学資格検定規程第 10 条第 2 項）	文部科学省
	厚生年金保険被保険者住所変更届（厚生年金保険法施行規則 5 条の 5、21 条の 2 <厚生年金保険法>）	厚生労働省
	事業用電気工作物の主任技術者の選任届出（電気事業法第 43 条第 3 項）	経済産業省
ID・パスワードと公的認証制度又は民間認証局による電子認証との両方が必要	成年後見登記に関する証明書の交付申請（後見登記等に関する法律第 10 条）	法務省
	納税証明書の交付請求（国税通則法施行令第 41 条第 3 項）	財務省
	漁獲成績報告書又は事業成績報告書の提出（指定漁業の許可及び取り締り等に関する省令第 28 条第 1 項<漁業法第 65 条>）	農林水産省
	経済産業省生産動態統計調査（経済産業省生産動態統計調査規則<統計法>）	経済産業省
	自家用自動車の有償運送の許可（道路運送法第 80 条第 1 項）	国土交通省

(注) 当省の調査結果による。

b オンラインによる本人確認方法の簡素化

ＩＤ・パスワードによる本人確認は、電子申請システムの利用者に対して所管府省があらかじめ当該システムへのログインに必要なＩＤ・パスワードを付与して行っているものであり、当該システムの利用者は、システムの利用に先立ちＩＤ・パスワードを取得するための事前手続を行うことが必要であるが、ＩＤ・パスワードによる本人確認は無料で簡易な確認手法として活用されてきている。現在、このようなＩＤ・パスワードの入力が必要なシステムは、表１ - のとおり22である（一部の手続についてのみＩＤ・パスワードを求めているシステムを含む。）

表１ - 電子申請システムを利用するためにＩＤ・パスワードの入力が必要なシステム

府省名	システム名
防衛庁	防衛庁電子申請・届出システム
金融庁	証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）
法務省	法務省オンライン申請システム
	上陸許可支援システム
外務省	外務省汎用受付等システム（申請・届出等）
財務省	法人企業統計・景気予測調査
	通関情報処理システム（NACCS）
	国税電子申告・納税システム（e-Tax）
	税関手続申請システム（CuPES）
厚生労働省	厚生労働省電子申請・届出システム
	労働経済動向調査オンラインシステム
	毎月勤労統計調査オンラインシステム
	社会福祉法人現況報告書システム
	輸入食品監視支援システム（FAINS）
農林水産省	農林水産省電子申請システム
	動物検疫検査手続電算処理システム（ANIPAS）
	輸入植物検査手続電算処理システム（PQ-NETWORK）
経済産業省	新世代統計システム
	貿易管理オープンネットワークシステム（JETRAS）
	特許庁パソコン電子出願
国土交通省	国土交通省オンライン申請システム
	港湾 EDI システム

(注) 1 当省の調査結果による。

2 上記システムの中には、一部の手続についてのみＩＤ・パスワードを求めているものを含む。

3 動物検疫検査手続電算処理システム（ANIPAS）及び輸入植物検査手続電算処理システム（PQ-NETWORK）については、通関情報処理システム（NACCS）を利用するためのＩＤ・パスワードで本人確認を行っており、独自のＩＤ・パスワードを求めているものではない。



システム利用者の本人確認に関しては、近年、公的認証制度の整備が進み、法人については平成12年10月10日に「商業登記に基づく電子認証制度」が、個人については16年1月29日に「公的個人認証サービス」が運用を開始しているところである。

これらの制度を利用することにより確実に本人確認ができるようになってきていることから、「行政ポータルサイトの整備方針」(平成16年3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)においては、e-Gov(電子政府の総合窓口)に整備する窓口システムについて「システムの利用を開始するためのID(利用者識別番号)パスワードは求めないとするなど利用方法を可能な限り簡素化する」こととされ、専用システム(注)として存続する電子申請システムについても、「この取組に準じて、国民等利用者の利便性の向上のための措置を講ずるよう努める。」こととされている。

しかしながら、各府省におけるシステム利用者の本人確認の方法をみると、表1- に掲げる「成年後見登記に関する証明書の交付申請」、「納税証明書の交付請求」、「漁獲成績報告書又は事業成績報告書の提出」及び「自家用自動車の有償運送の許可」の手続のように、より信頼性を高める等の理由から、ID・パスワードと公的認証制度又は民間認証局による電子認証との両方が必要とされているものがある。

(注) 「専用システム」とは、条約等に基づき特別のデータ形式をとる必要があるもの、申請が一時期に大量集中する等、特定の手続の特性を踏まえ、当該手続の処理専用構築しているシステムである。

イ 手続の一部がオンライン化されていないもの（オンラインで手続が完了しないもの）

オンライン化された申請・届出等手続13,312件のうち手続の一部がオンライン化されていないもの（オンラインで手続が完了しないもの。以下同じ。）は、表1 - のとおり、平成15年度末現在4,404件（オンライン化された手続全体の33.1%）となっている。

表1 - 手続の一部がオンライン化されていない手続の内訳（平成15年度末現在）

（単位：件、%）

府省名	区分	オンライン化手続 (a)	手続の一部がオンライン化されていない手続 (b)	オンライン化手続に占める手続の一部がオンライン化されていない手続の割合(b/a) (%)
内閣府		70	23	32.9
公正取引委員会		23	0	0.0
警察庁		136	3	2.2
防衛庁		36	18	50.0
金融庁		1,398	276	19.7
総務省		868	370	42.6
法務省		216	163	75.5
外務省		36	5	13.9
財務省		1,571	978	62.3
文部科学省		486	67	13.8
厚生労働省		1,881	1,043	55.4
農林水産省		1,093	166	15.2
経済産業省		3,045	32	1.1
国土交通省		2,130	1,051	49.3
環境省		323	209	64.7
計		13,312	4,404	33.1

(注) 当省の調査結果による。

調査対象手続のうちオンライン化された手続をみると、表1 - のとおり、手続の一部がオンライン化されていないものは186件（届出等手続37件、申請等手続149件）となっている。

これらの手続におけるオンライン化されていない部分について、届出等手続及び申請等手続のうち申請等から所管官署が受け付けるまでの部分（以下「上り部分」という。）と申請等手続のうち所管官署が申請者等に対し許認可等の結果を通知する部分（以下「下り部分」という。）とに区分すると、上り部分が130件（届出等手続37件、申請等手続93件）、下り部分が102件となっている。

表1 - 手続の一部がオンライン化されていない手続におけるオンライン化されていない部分の内訳

(単位：件)

区 分	オンライン化された手続	うち一部がオンライン化されていない手続	オンライン化されていない部分	
			上り部分	下り部分
届出等手続	225	37	37	-
申請等手続	195	149	93	102
計	420	186	130	102

(注) 当省の調査結果による。

上記の一部がオンライン化されていない手続186件のうち、上り部分がオンライン化されていない手続130件の内容をみると、表1 - のとおり、添付書類の提出についてオンライン化されていない部分があるものが119件（届出等手続34件、申請等手続85件）、手数料の納付がオンライン化されていないものが11件（届出等手続6件、申請等手続5件）となっている。また、下り部分がオンライン化されていない手続102件の内容をみると、許認可等結果の通知がオンライン化されていないものが55件、行政機関の発行する証明書類の交付・書換えがオンライン化されていないものが47件となっている。

表1 - 手続の一部がオンライン化されていない手続におけるオンライン化されていない部分の内容

(単位：件)

区 分		届出等手続	申請等手続	計
手続の一部がオンライン化されていない手続		37	149	186
上り部分	添付書類の提出がある手続	34	113	147
	添付書類の提出についてオンライン化されていない部分がある手続	34	85	119
	手数料の納付がある手続	7	30	37
	手続の納付がオンライン化されていない手続	6	5	11
下り部分	許認可等結果の通知がオンライン化されていない手続	-	55	55
	行政機関の発行する証明書類の交付・書換えがオンライン化されていない手続	-	47	47
	その他	-	2	2

(注) 1 当省の調査結果による。

- 添付書類の提出がオンライン化されていない手続には、複数の添付書類のうち一部がオンラインで送付できない手続及び証明書、見本等物件の送付が必要な場合に郵送等による別送を求めている手続（届出等手続11件、申請等手続4件）を含んでいる。
- 行政機関の発行する証明書類の交付・書換えは、年金証書の交付、年金手帳の書換えといった証明書類の交付や記載事項の追記・変更などである。
- 下り部分の「その他」は、予防接種の実施に係る申請後、予防接種の希望者に対して行われる電話での問い合わせ、問診などである。

(7) 添付書類の提出

添付書類の提出がオンライン化されていない手続について、その提出方法をみると、表1 - のとおり、郵送等別送扱いとしているものが116件（届出等手続34件、申請等手続82件）、窓口への持参を求めているものが3件（いずれも申請等手続）となっている。

表1 - 添付書類の提出をオンライン以外の方法で求めている手続の状況

（単位：件）

添付書類の提出方法	届出等手続	申請等手続	計
郵送等別送	34	82	116
窓口へ持参	0	3	3
計	34	85	119

(注) 当省の調査結果による。

a 郵送等別送による添付書類の提出

郵送等別送扱いとしている添付書類の内容についてみると、表1 - のとおり、「証券会社等の外務員の登録」（証券取引法第65条の2第5項）における外務員の履歴書等となっている。このような添付書類は、前述の1（2）ア（ア）のとおり、「一般旅客自動車運送事業の許可」（道路運送法第4条第1項）における役員又は社員の履歴書等と同様に、スキャナ等を活用して電子化したデータとすることによりオンラインでの送付が可能なものとなっている。

また、「自動車分解整備事業の認証に係る変更届」（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第81条第1項）における役員の氏名及び役職名を記載した書面などは、前述の1（2）ア（ア）のとおり、「一般旅客自動車運送事業の許可」（道路運送法第4条第1項）における役員又は社員の名簿と同様に、既存の電子データ又は新たに作成した電子データを利用したオンラインでの送付が可能なものとなっている。

さらに、「製造たばこ小売販売業の許可」（たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第22条）における法人の登記簿謄本については、前述の1（2）ア（ア）のとおり、「雇用保険の事業所設置の届出」（雇用保険法施行規則第141条）と同様に、商業登記認証局による電子認証の利用により提出の省略が可能なものとなっている。

表 1 -

添付書類について郵送等による別送を求めている手続（例）

府省名	手続名（根拠法令）	オンライン化されていない添付書類名	オンラインによる送付、添付書類の省略を可能とする方法		
			スキャナ等を利用して電子化したデータを送付	既存の電子データ又は新たに作成したデータ（以外）を送付	行政機関等が発行する電子証明書を送付
厚生労働省	社会福祉法人の現況報告（社会福祉法第59条）	・貸借対照表、収支計算書			-
国土交通省	整備主任者に関する事項の届出（道路運送車両法施行規則第62条の2の2第2項、第3項<道路運送車両法>）	・一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格していることを証する書面		-	-
金融庁	証券会社等の外務員の登録（証券取引法第65条の2第5項（第64条第1項準用））	・外務員の履歴書			-
財務省	製造たばこの小売販売業の許可（たばこ事業法第22条）	【個人の場合】 ・住民票の写し	-	-	
		【法人の場合】 ・法人の登記簿謄本	-	-	
国土交通省	自動車分解整備事業の認証に係る変更届（道路運送車両法第81条第1項）	・事業者の氏名又は名称及び住所の変更に係る届出の場合は、商業登記簿謄本		-	
		・役員の変更等に係る届出の場合は、商業登記簿謄本及び役員の氏名及び役職名を記載した書面		-	-
		・事業所の所在地の変更に係る届出の場合は、土地又は建物の登記簿謄本、建築物の確認済証（写）等事業所の所在地を証する書面		-	-

（注） 当省の調査結果による。

#### b 持参による添付書類の提出

添付書類の窓口への持参を求めている手続は、「加工再輸入減税申請及び製品の明細書の提出」（関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第47条）、「担保の解除の手続」（関税法施行令（昭和29年政令第150号）第8条の4）、「食品等の輸入の届出」（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第27条、第28条）の3件である。

「加工再輸入減税申請及び製品の明細書の提出」において持参を求めているものは、関税の減税を受けるとき必要となる証明書類であり、税関職員が申請内容等（現物）と共に確認することとしている。

「担保の解除の手続」において持参を求めているものは、担保預かり証等であり、これと引き換えに担保（現物）を引き渡している。

「食品等の輸入の届出」において窓口への持参を求めているものは、食肉等を輸入する際に添付される輸出国政府等発行の衛生証明書であり、食品衛生監視員がこの証明書をもとに審査することとしている。

(イ) 手数料の納付

手数料の納付がオンライン化されていない手続11件（届出等手続6件、申請等手続5件）は、特許庁所管の「特許出願」（特許法（昭和34年法律第121号）第36条、特許法施行規則（昭和35年通商産業省令第10号）第23条、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令（平成2年政令第258号）第1条第1号）等の手続であるが、特許庁においては、現在ISDN回線を利用している電子出願システムについて、平成17年度末までにインターネット化を図ることとし、これに併せて手数料の納付をオンライン化することとしている。

(ウ) 許認可等結果の通知

許認可等結果の通知がオンライン化されていない手続55件について、その通知方法をみると、表1- のとおり、いずれも公文書等を郵送するものとなっている。具体的には、「休業補償給付の請求」（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第14条）における給付決定等の通知書、「測量士又は測量士補の登録」（測量法（昭和24年法律第188号）第49条第1項）における登録等の通知書などであり、これらについては、前述の1(2)アのとおり、手続のすべてがオンライン化されている申請等手続においては許認可等の結果通知書などの公文書がオンラインにより送付されているところであることから、同様にオンラインによる送付が可能なものとなっている。

表 1 -

## 許認可等結果の通知を郵送している手続

府省名	手続名（根拠法令）	郵送している許認可等結果の通知
総務省	恩給の失権時給与金の請求（恩給給与規則第 11 条＜恩給法＞）	審査結果の通知
	扶助料請求（転給）＜普通扶助料＞（恩給給与規則第 6 条＜恩給法＞）	審査結果の通知
財務省	製造たばこの小売販売業の許可（たばこ事業法第 22 条）	許可又は不許可の通知
	製造たばこの小売販売業の出張販売の許可（たばこ事業法第 26 条）	許可又は不許可の通知
	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書（所得税法第 217 条）	承認若しくは却下の処分をする旨の通知
厚生労働省	少量新規化学物質の製造等に係る申出（新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 第 4 条）	確認通知
	食品等の輸入の届出（食品衛生法第 27 条、第 28 条）	審査の結果違反となった場合の通知
	未支給の雇用保険失業等給付の請求（就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付）（雇用保険法第 10 条の 3、同法施行規則第 17 条の 2）	就業促進手当支給・不支給決定通知（就業促進手当の支給を請求した場合）、移転費支給・不支給決定通知（移転費の支給を請求した場合）、広域求職活動費支給・不支給決定通知（広域求職活動費の支給を請求した場合）、教育訓練給付金支給・不支給決定通知（教育訓練給付金の支給を請求した場合）、高年齢雇用継続給付支給・不支給決定通知（高年齢雇用継続給付の支給を請求した場合）、育児休業基本給付金支給・不支給決定通知（育児休業基本給付金の支給を請求した場合）、育児休業者職場復帰給付金支給・不支給決定通知（育児休業者職場復帰給付金の支給を請求した場合）、介護休業給付金支給・不支給決定通知（介護休業給付金の支給を請求した場合）
	受給期間延長の申請（雇用保険法第 20 条、同法施行規則第 31 条、31 条の 3）	受給期間延長通知（受給期間の延長を決定した場合）、受給期間の延長を認めない旨の通知（受給期間の延長を認めない場合）
	再就職手当の申請（雇用保険法第 56 条の 2 第 1 項第 1 号口、同法施行規則第 82 条の 7）	就業促進手当支給・不支給決定通知
	常用就職支度金手当の申請（雇用保険法第 56 条の 2 第 1 項第 2 号、同法施行規則第 84 条）	就業促進手当支給・不支給決定通知
	教育訓練給付金の申請（雇用保険法第 60 条の 2、同法施行規則第 101 条の 2 の 8）	教育訓練給付金支給・不支給決定通知
	高年齢雇用継続基本給付金の申請（雇用保険法第 61 条、同法施行規則第 101 条の 5）	高年齢雇用継続給付受給資格確認・否認通知、高年齢雇用継続給付支給・不支給決定通知、高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知
	高年齢再就職給付金の申請（雇用保険法第 61 条の 2、同法施行規則第 101 条の 7）	高年齢雇用継続給付支給・不支給決定通知、高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知
	育児休業基本給付金の申請（雇用保険法第 61 条の 4、同法施行規則第 101 条の 13 第 1 項）	育児休業給付次回支給申請日指定通知、育児休業給付受給資格確認・否認通知、育児休業基本給付金支給・不支給決定通知
	育児休業者職場復帰給付金の申請（雇用保険法第 61 条の 5、同法施行規則第 101 条の 14 第 1 項）	育児休業者職場復帰給付金支給・不支給決定通知

雇用保険被保険者区分変更届（雇用保険法第7条、同法施行規則第12条の2）	雇用保険被保険者区分変更確認通知
雇用保険被保険者転勤届（雇用保険法第7条、同法施行規則第13条）	雇用保険被保険者転勤届受理通知
雇用保険被保険者氏名変更届（雇用保険法第7条、同法施行規則第14条）	雇用保険被保険者氏名変更届受理通知
雇用保険被保険者資格取得届（雇用保険法第7条、同法施行規則第6条）	雇用保険被保険者資格取得確認等通知
雇用保険被保険者資格喪失届（雇用保険法第7条、同法施行規則第7条）	雇用保険被保険者資格喪失確認通知
一人親方等特別加入脱退の申請（労働者災害補償保険法35条（同法施行規則第46条の23））	審査結果の通知
給付基礎日額の変更申請（労働者災害補償保険法施行規則第46条の20第5項）	審査結果の通知
療養補償給付たる療養の給付の請求（労働者災害補償保険法第12の8（同法施行規則第12条））	審査結果の通知
療養補償給付たる療養の費用の請求（労働者災害補償保険法第13条（同法施行規則第12条の2））	審査結果の通知
休業補償給付の請求（労働者災害補償保険法第14条（同法施行規則第13条））	審査結果の通知
障害補償給付の請求（労働者災害補償保険法第15条（同法施行規則第14条の2））	審査結果の通知
療養給付たる療養の給付の請求（労働者災害補償保険法第22条（同法施行規則第18条の5第1項））	審査結果の通知
療養給付たる療養の費用の請求（労働者災害補償保険法第22条（同法施行規則第18条の6第1項））	審査結果の通知
休業給付の請求（労働者災害補償保険法第22条の2（同法施行規則第18条の7））	審査結果の通知
介護給付の請求（労働者災害補償保険法第24条（同法施行規則第18条の15））	審査結果の通知
介護補償給付の請求（労働者災害補償保険法第19条の2（同法施行規則第18条の3の5））	審査結果の通知
二次健康診断等給付の請求（労働者災害補償保険法第26条（同法施行規則第18条の19））	審査結果の通知
未支給の特別支給金支給の申請（労働者災害補償保険法第29条（労働者災害補償保険特別支給金支給規則第15条））	審査結果の通知
休業特別支給金支給の申請（労働者災害補償保険法第29条（労働者災害補償保険特別支給金支給規則第3条））	審査結果の通知
中小事業主等特別加入の申請（労働者災害補償保険法第34条（同法施行規則第46条の19））	審査結果の通知
中小事業主等特別加入脱退の申請（労働者災害補償保険法第34条（同法施行規則第46条の21））	審査結果の通知
一人親方等特別加入の申請（労働者災害補償保険法第35条（同法施行規則第46条の23第1項））	審査結果の通知
海外派遣者特別加入脱退の申請（労働者災害補償保険法第36条（同法施行規則第46条の25の2））	審査結果の通知
海外派遣者特別加入の申請（労働者災害補償保険法第36条（同法施行規則第46条の25の2））	審査結果の通知
海外派遣者特別加入変更の届出（労働者災害補償保険法第36条（同法施行規則第46条の25の2））	審査結果の通知
健康保険任意継続被保険者資格取得申請書（健康保険法施行規則第15条<健康保険法>）	処分通知
健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届	処分通知



	(健康保険法施行規則3条 健康保険法、厚生年金保険法施行規則18条 厚生年金保険法)	
	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届(健康保険法施行規則4条 健康保険法、厚生年金保険法施行規則19条、19条の2 厚生年金保険法)	処分通知
	健康保険・厚生年金保険育児休業取得者終了届、船員保険・厚生年金保険育児休業取得者終了届(健康保険法施行規則5条の4 健康保険法、船員保険法施行規則96条の3の4 船員保険法、厚生年金保険法施行規則25条の2 厚生年金保険法)	処分通知
	健康保険・厚生年金保険新規適用届、船員保険・厚生年金保険新規適用船舶所有者届(健康保険法施行規則8条の2、10条 健康保険法、船員保険法施行規則5条、23条の3 船員保険法、厚生年金保険法施行規則13条、29条、29条の2、29条の3 厚生年金保険法)	処分通知
	健康保険・厚生年金保険賞与等支払届、厚生年金保険(船員)賞与等支払届(健康保険法施行規則附2条 健康保険法、厚生年金保険法施行規則26条の2 厚生年金保険法)	処分通知
	中小事業主等特別加入変更の届出(労働者災害補償保険法第34条(同法施行規則第46条の19))	審査結果の通知
	一人親方等特別加入変更の届出(労働者災害補償保険法第35条(同法施行規則第46条の23第4項))	審査結果の通知
	未払賃金の額その他の事項の確認(賃金の支払の確保等に関する法律第7条)	結果通知
国土交通省	測量士又は測量士捕の登録(測量法第49条第1項)	登録通知
	船舶検査(1)定期検査(2)中間検査(3)臨時検査(4)臨時航行検査(5)特別検査(船舶安全法第5条第1項)	検査の結果の通知
	求人の申込(船員職業安定法第16条第1項)	審査結果の通知
	求職の申込(船員職業安定法第16条第1項)	審査結果の通知
環境省	新規化学物質の製造又は輸入の申し出(少量新規)(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第2条第1項第2号)	確認通知

(注) 当省の調査結果による。

## (I) 行政機関が発行する証明書類の交付・書換え

電子政府構築計画では、行政機関が発行する証明書類等については、発行主体となる各府省において、平成15年度末までに電子化を図ることとされている。これに基づき、平成15年度末現在においては210件が電子化されており、今後、16年度末までに9件、17年度末までに8件の電子化が予定されている。また、電子化の時期が未定となっているものが90件挙げられている。

しかしながら、調査対象手続のうち47件については、行政機関が発行する証明書類が電子化されていないため、その交付・書換えについてもオンライン化されていない。このうち、「乗員上陸の許可」(出入国管理及び難民認定法(昭和26年法律政令第319号)第16条第1項)における乗員上陸許可証の交付、「航空機装備品の予備品証明」(航空法(昭和27年法律第231号)第17条第1項)における証明書、「保安基準の緩和の認定」(道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第55条)における認定書、「一般旅客自動車運送事業の許可」(道路運送法第4条第1項)における許可書、「自家用自動車の有償運送の許可」(道路運送法第80条第1項)における許可書、「自家用自動車の貸渡の許可」(道路運送法第80条第2項)における許可書、「一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更の認可」(道路運送法第15条第1項)における認可書、「届出をするこ

とを要しない旨の許可」(港則法施行規則(昭和23年運輸省令第29号)第21条第1項)における許可書、「特定港内等における工事等の許可」(港則法(昭和23年法律第174号)第31条第1項)における許可書、「特定港以外の港内等における工事の許可」(港則法第37条の3(第31条第1項準用))における許可書、「管理業務主任者の登録事項の変更の届出」(マンション管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第62条)における変更後の管理業務主任者証については、電子政府構築計画に取り上げられていない。

(オ) ID・パスワードと電子認証による本人確認

手続の一部がオンライン化されていない手続186件のうち27件においては、本人確認の方法として、利用者に対しID・パスワードと公的認証制度又は民間認証局による電子認証の両方を求めている。(表1 - 参照)

前述の1(2)ア(ウ)のとおり、「行政ポータルサイトの整備方針」(平成16年3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)において、e-Govに整備する窓口システムについて、「システムの利用を開始するためのID(利用者識別番号)、パスワードは求めないとするなど利用方法を可能な限り簡素化する」こととされているところである。

表1 - 利用者に対しID・パスワードと公的認証制度又は民間認証局による電子認証の両方を求めている手続(例)

府省名	手続名(根拠法令)
財務省	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書(所得税法第217条)
	事業年度等を変更した場合等の届出(法人税法第15条)
	納税地の異動の届出(法人税法施行令第18条)
	揮発油税特定石油化学製品の移出数量等報告手続(租税特別措置法第89条の2第6項)
厚生労働省	少量新規化学物質の製造等に係る申出(新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 第4条)
国土交通省	運行管理者資格者証の交付(貨物自動車運送事業法第19条第1項、道路運送法第23条の2第1項)
	測量士又は測量士補の登録(測量法第49条第1項)
	測量士・測量士補試験(測量法施行令第22条)
	管理業務主任者の登録事項の変更の届出(マンション管理の適正化の推進に関する法律第62条)
	船舶検査(1)定期検査(2)中間検査(3)臨時検査(4)臨時航行検査(5)特別検査(船舶安全法第5条第1項)
	土地の占用の許可(河川法第24条)
	貨物軽自動車運送事業の届出事項の変更の届出(貨物自動車運送事業法第36条第1項後段)
	貨物軽自動車運送事業の経営の届出(貨物自動車運送事業法第36条第1項前段) 整備主任者に関する事項の届出(道路運送車両法第2号)
環境省	新規化学物質の製造又は輸入の申し出(少量新規)(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令)

(注) 当省の調査結果による。

## 2 オンラインによる申請・届出等手続の利用状況

### (1) 電子政府構築計画におけるオンライン利用の向上方策

電子政府構築計画においては、オンラインの申請・届出等手続の利用について「我が国のインターネット普及率と同程度となるよう目指すものとするが、オンラインの利用は国民等利用者の選択によることから、その改善要望を踏まえつつ、利用者がその利便性を実感できるようにする必要がある」としている（表2 - 参照）。このため、各府省は、オンライン利用の向上方策として、平成17年度末までに、利用者が使いやすいシステム整備を進める、原則として24時間365日受け付ける、実費を適切に反映した手数料を設定する、添付書類の提出についてもできる限りオンライン化する等の取組を実施することとしている。

表2 -

我が国のインターネット普及率

(単位：%)

区 分	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
普及率	37.1	44.0	54.5	60.6

(注) 1 総務省情報通信政策局の資料による。

2 インターネット普及率は、全人口に対するインターネット利用者の占める割合である。

### (2) 申請・届出等手続のオンライン化の推移

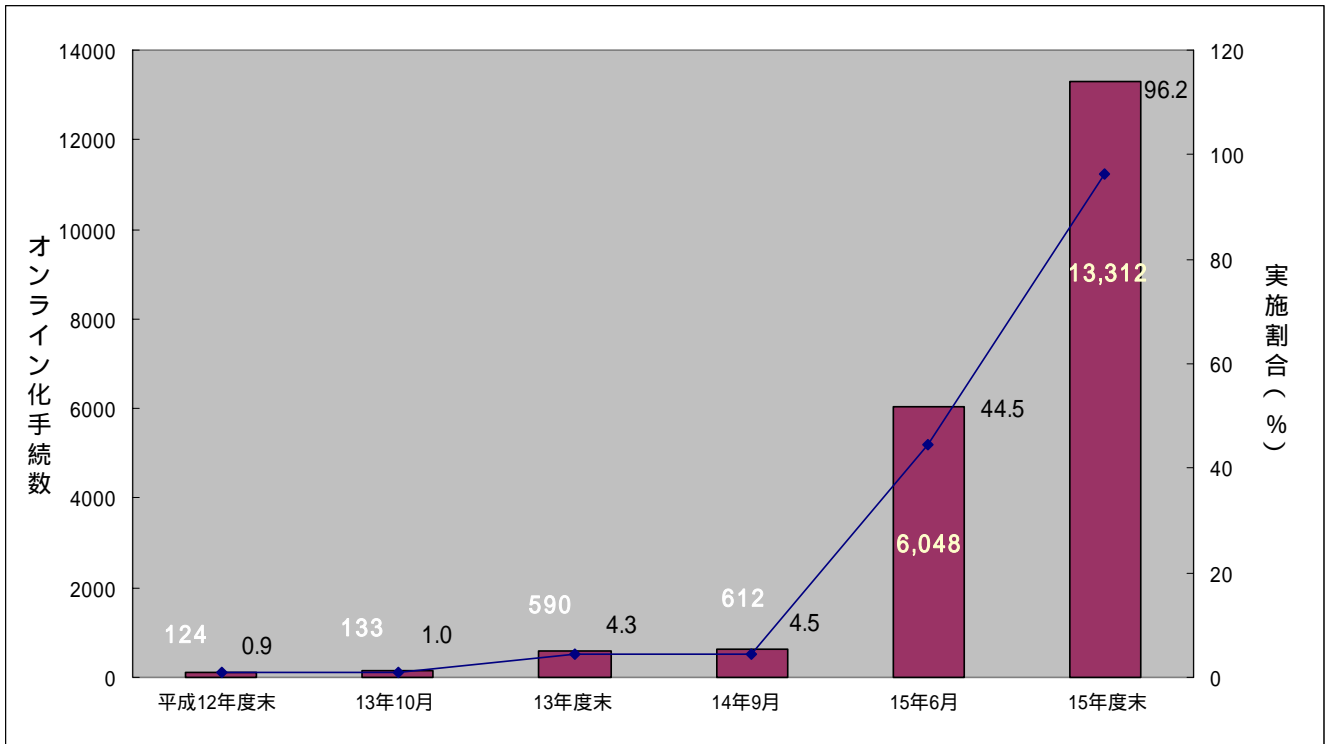
申請・届出等手続のオンライン化の推移をみると、図2 - のとおり、「国の行政機関が扱う申請・届出等手続のオンライン化実施計画」におけるオンライン化対象手続数13,589のうち、平成12年度末までに124手続(0.9%)、13年10月までに133手続(1.0%)、13年度末までに590手続(4.3%)、14年9月までに612手続(4.5%)、15年6月までに6,048手続(44.5%)、15年度末までに13,312手続(96.2%)がオンライン化されている。

なお、オンライン化対象手続数は、平成12年度末から15年6月までは13,589手続であるが、15年度末においては13,834手続である。

図 2 -

オンライン化の推移

(単位：件、%)



(注) 1 内閣官房の資料により、当省が作成した。

2 オンライン化対象手続数は、平成 12 年度末から 15 年 6 月末までは 13,589 手続であるが、15 年度末においては 13,834 手続である。

(3) オンラインによる申請・届出等手続の利用状況

オンライン化された申請・届出等手続数をみると、平成 13 年度当初においては 149 手続、14 年度当初においては 737 手続、15 年度当初においては 4,113 手続となっている。

これらの手続における年間総申請・届出等件数(注 1)に占めるオンラインの利用による申請・届出等件数の割合(以下「オンライン利用率」という。)をみると、表 2 - のとおり、平成 13 年度では 82.7% (年間総件数 4,559 万 6,736 件中オンラインによる利用件数 3,768 万 8,928 件)、平成 14 年度では 86.4% (5,008 万 9,932 件中 4,325 万 9,844 件)、15 年度では 81.0% (8,209 万 6,780 件中 6,653 万 6,667 件)となっている。

このようにオンライン利用率は高く推移しているが、その主たる要因は、オンラインによる利用件数の大部分が、通関情報処理システムによる税関への輸出入関係手続(平成 14 年度 3,652 万 8,657 件、15 年度 4,391 万 3,205 件)、輸入食品監視支援システムによる検疫所への食品輸入手続(14 年度 146 万 2,820 件、15 年度 152 万 2,595 件)、輸入植物検査手続電算処理システムによる植物防疫所への輸入関係手続(14 年度 91 万 2,900 件、15 年度 93 万 5,400 件)など申請・届出等件数の多い特定業種に係る手続等を処理するために整備されてきた個別の専用システムによるためである。

そこで、上記 3 システムを含む専用システムとそれ以外の手続を汎用的に受け付ける各府省の電子申請システム(以下「汎用的なシステム」(注 2)という。)とを区分してオンライン利用率をみると、次のとおりとなる。

専用システムで扱われる手続については、平成 13 年度では 83.1% (4,535 万 5,366 件中 3,768 万 7,772 件)、14 年度では 86.9% (4,975 万 6,574 件中 4,325 万 5,594 件)、15 年度では 81.9% (8,123 万 9,940 件中 6,653 万 315 件)となっている。

一方、汎用的なシステム等で扱われる手続については、平成13年度では0.5%（24万1,370件中1,156件）14年度では1.3%（33万3,358件中4,250件）15年度では0.7%（85万6,840件中6,352件）と、これらのシステムが運用開始後間もないこともあり、オンライン利用率は極めて低いものとなっている。

- (注) 1 年間総申請・届出等件数は、原則、当該年度の実数を集計したものであるが、所管府省において実数の集計がなされていない場合には、当該府省の「国の行政機関が行う申請・届出等手続のオンライン化実施計画」に掲載されている年間平均申請件数を用いて集計した（同計画に年間平均申請件数の記載のない手続については、集計から除外した。）
- 2 「汎用的なシステム」とは、専用システムで処理する必要のない複数の手続の受付、結果通知等について汎用的に利用できるシステムである。

表2 - 平成13年度から15年度におけるオンラインによる申請・届出等手続の利用率

(単位：件、%)

区分	平成13年度				平成14年度				平成15年度			
	オンライン 利用件数 (a)	年間総利 用件数 (b)	利用 率 (a/ b)	手続 数	オンライン 利用件数 (c)	年間総利 用件数 (d)	利用 率 (c/ d)	手続 数	オンライン 利用件数 (e)	年間総利 用件数 (f)	利用 率 (e/ f)	手続 数
汎用 システム	1,156	241,370	0.5	7	4,250	333,358	1.3	578	6,352	856,840	0.7	3,649
専用 システム	37,687,772	45,355,366	83.1	142	43,255,594	49,756,574	86.9	159	66,530,315	81,239,940	81.9	464
計	37,688,928	45,596,736	82.7	149	43,259,844	50,089,932	86.4	737	66,536,667	82,096,780	81.0	4,113

- (注) 1 当省の調査結果による。
- 2 本表は、各年度当初の時点においてオンライン化されていた手続について作成した。したがって、平成15年度途中で運用を開始した国税庁電子申告・納税システム、厚生労働省労働保険適用徴収・電子申請システム等に係る手続は含まれていない。

### 3 利用者のオンラインの利用に関する改善要望・意見等

電子政府構築計画では、申請・届出等手続について、「オンラインの利用は国民等利用者の選択によることから、その改善要望を踏まえつつ、利用者がその利便性を実感できるようにする必要がある」としている。

今回、当省において、全国 50 の事業者等の利用者を対象として、これらの利用者が行った申請・届出等手続（218 件）について、オンラインを利用して手続を行った際のメリット及びデメリット、オンライン化されている手続を行う際、オンラインを利用しなかった理由、オンラインの利用に関する改善要望・意見等を聴取した結果、次のような状況がみられた。

#### (1) オンラインを利用して手続を行った際のメリット及びデメリット

事業者等の利用者は、オンラインを利用して手続を行った際、次のようなメリット及びデメリットがあったとしている。

オンラインを利用して手続を行った際のメリット

- ）窓口に出向く時間・費用等の負担が軽減した。（70 手続）
- ）申請書類等の作成に係る時間・費用等の負担が軽減した。（49 手続）
- ）オンラインによる手続を行うため社内業務を電子化したところ業務が効率化した。（36 手続）
- ）役所の事務処理が早くなった。（35 手続）
- ）都合のいい時間に手続を行えるようになった。（21 手続）

オンラインを利用して手続を行った際のデメリット

- ）入力作業が複雑であるため書面の作成より手間を要した。（33 手続）
- ）ID・パスワードの取得、ログイン時の ID・パスワードの入力等に手間を要した。（20 手続）
- ）添付書類の提出がオンライン化されていないため二度手間となった。（6 手続）
- ）システムの整備や維持管理、電子ファイルの作成等に費用を要した。（6 手続）

#### (2) オンライン化されている手続を行う際オンラインを利用しなかった理由

事業者等の利用者は、オンライン化されている手続を行う際、オンラインを利用しなかった場合について、次のような理由によるとしている。

オンラインで手続が行えることを知らなかった。（33 手続）

窓口で担当者に対面して説明した方がより迅速・的確に処理されると思った。（18 手続）

窓口に出向くことが苦にならない。（14 手続）

手続を行う頻度が低い、社内データを活用できないこと等からオンラインを利用するメリットがない。（11 手続）

添付書類の提出がオンライン化されていないなどオンラインで手続が完了しない。（10 手続）

システムを利用するための ID・パスワード又は電子認証を取得していない。（10 手続）

(3) オンラインの利用に関する改善要望・意見等

事業者等の利用者は、オンラインの利用に関して、次のような改善要望・意見等があるとしている。

添付書類提出のオンライン化、添付書類提出の省略について

）添付書類の提出のオンライン化を図ってほしい。(12 事業者)

）容易に入手可能な添付書類等の提出の省略を図ってほしい。(3 事業者)

提出できる電子ファイルの多様化について

）電子申請システムの利用に当たっては社内で作成しているエクセル等のデータを送付できないため、改めて入力作業を行う必要が生じ負担となっている。社内システムで作成しているデータを活用できるようにしてほしい。(7 事業者)

）申請書類等を HTML ファイルで提出するよう求められているが、HTML ファイルへの変換に多額の費用を要するので PDF ファイル等のファイルでも提出できるようにしてほしい。(3 事業者)

手続案内、電子申請システムの改善について

）ホームページの電子申請手続案内から目的とする手続を容易に見つけられないなど電子申請システムが使いにくいものとなっているので、改善してほしい。(7 事業者)

）システムの停止による業務への支障を最小限にとどめるために、システム変更等に伴う使用停止の案内やシステム障害発生時の復旧を早期に行ってほしい。(3 事業者)

しい。(3 事業者)

電子申請様式の改善について

- ・ 電子申請に当たっては、入力項目が多く負担となっている。同一の手続については、複数の申請を一括して提出できるようにするなど申請様式の改善等を図ってほしい。(9 事業者)

24 時間 365 日の受付について

- ・ 24 時間 365 日受け付けてほしい。(4 事業者)

< 参考 1 >

今回調査対象とした申請・届出等手続

(「国の行政機関が扱う申請・届出等手続のオンライン化実施計画」の年間平均申請・届出等件数が1万件以上とされている手続)

	府省名	手続名称	根拠法令
1	公正取引委員会	親事業者及び下請事業者に対する定期調査	下請法第9条
2	金融庁	公認会計士試験の受験願書の提出 (1次試験～3次試験)	公認会計士試験規則第8条、第11条、第15条 公認会計士法第6条、第8条、第10条
3	金融庁	業務又は財産の状況に関する報告書の提出	証券取引法第65条の2第5項(第49条第2項準用)
4	金融庁	生命保険募集人等の登録など(1)生命保険募集人 登録内容等の変更の届出(1)登録申請書記載事項(2)保険 募集廃止(3)死亡(4)破産(5)合併による消滅(6)合併、破 産以外の理由による解散	保険業法第276条
5	金融庁	役員又は使用人の届出など	保険業法第280条第1項
6	金融庁	外務員の登録	証券取引法第65条の2第5項(第64条第1項準用)
7	金融庁	外務員の登録事項の変更等の届出(1)法第64条第3項第 2号イからハまでに掲げる事項に変更があったとき(2) 法第28条の4第9号イからハまでのいずれかに該当する こととなったとき(3)退職その他の理由により外務員の 職務を行わないこととなったとき	証券取引法第65条の2第5項(第64条の4準用)
8	金融庁	疑わしい取引の届出	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第54条
9	総務省	工事担任者資格証の交付の申請	工事担任者規則第37条<電気通信事業法>
10	総務省	無線従事者の免許の申請	無線従事者規則第46条<電波法>
11	総務省	恩給の失権時給与金の請求	恩給給与規則第11条<恩給法>
12	総務省	恩給受給者の住所変更届出	恩給給与規則第34条<恩給法>
13	総務省	扶助料請求(転給)<普通扶助料>	恩給給与規則第6条<恩給法>
14	総務省	恩給受給者の失権届	恩給法第9条の3及び恩給給与規則第32条<恩給法>
15	総務省	行政相談の申出	総務省設置法第4条第21号
16	総務省	無線従事者の選任、解任の届出	電波法施行規則第34条の4<電波法>
17	総務省	電波利用料の前納の申出	電波法施行規則第51条の10の2<電波法>
18	総務省	電波利用料の口座振替の申出	電波法施行規則第51条の11の2、4<電波法>
19	総務省	電波利用料の納付	電波法第103条の2第1項
20	総務省	定期検査の一部省略のための無線設備等点検実施報告	電波法第73条第3項
21	総務省	無線局再免許申請	無線局免許手続規則第16条～18条、第18の2、第19条<電波法>
22	総務省	特定無線局の免許申請	無線局免許手続規則第20条の3第1項、第2項<電波法>
23	総務省	特定無線局再免許申請	無線局免許手続規則第20条の8<電波法>
24	総務省	無線局の廃止の届出	無線局免許手続規則第24条の4<電波法>
25	総務省	無線局の免許申請	無線局免許手続規則第3条から第8条、第8条の2、第9条<電波法>
26	総務省	科学技術研究調査	科学技術研究調査規則第8条<統計法>
27	法務省	司法書士試験に関する事項	司法書士法第6条
28	法務省	土地家屋調査士試験に関する事項	土地家屋調査士法第6条
29	法務省	商業・法人登記簿謄抄本(登記事項証明書を含む)及び 不動産登記簿謄抄本の交付請求	商業登記法第10条、第11条(非訟事件手続法第124条において準用する場合を含む。) 不動産登記法第21条電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第1条
30	法務省	債権譲渡登記等の申請	債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律
31	法務省	債権譲渡登記事項概要証明書等の交付請求	債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第8条第1項、第2項
32	法務省	供託の申請	供託法第2条
33	法務省	供託物の払渡し請求	供託法第8条
34	法務省	船舶の長及び運送業者による入港通報	入管法施行規則第51条第1項
35	法務省	乗員上陸の許可	入管法第16条第1項
36	法務省	数次乗員上陸の許可	入管法第16条第2項
37	法務省	船舶の長による乗員名簿の提出	入管法第57条第1項及び第3項
38	法務省	成年後見登記に関する証明書の交付申請	後見登記等に関する法律第10条
39	法務省	成年後見登記の申請	後見登記等に関する法律第4条、第5条、附則第2条
40	法務省	成年後見登記の申請(変更の登記、終了の登記)	後見登記等に関する法律第7条、第8条
41	法務省	在留資格認定証明書の交付	出入国管理及び難民認定法第7条の2第1項
42	法務省	資格外活動の許可	入管法第19条第2項
43	外務省	外務大臣に対する公用旅券の新規発給請求(国内)	旅券法第4条第1項
44	財務省	納税申告	関税法第7条第1項
45	財務省	特例申告書の提出	関税法第7条の2
46	財務省	修正申告書の提出	関税法第7条の14、関税法施行令第4条の16
47	財務省	関税を納付すべき期限の延長	関税法第9条の2第1項
48	財務省	関税を納付すべき期限の延長	関税法第9条の2第2項
49	財務省	入港届、積荷目録及び船舶用品目録の提出(外国貿易船)	関税法第15条第1項
50	財務省	入港届及び積荷目録の提出(外国貿易機)	関税法第15条第2項
51	財務省	積荷目録提出前の積卸しの承認	関税法第16条第1項
52	財務省	貨物の積卸しについての書類の呈示	関税法第16条第2項
53	財務省	出港許可	関税法第17条第1項
54	財務省	執務時間外における貨物の積卸しの届出	関税法第19条
55	財務省	外国貨物船(機)移届の提出	関税法第21条
56	財務省	外国貨物仮陸揚の届出	関税法第21条
57	財務省	外国貨物である船用品又は機用品の積込の承認	関税法第23条第1項
58	財務省	内国貨物である船用品又は機用品の積込の承認	関税法第23条第2項
59	財務省	外国往來船又は外国往來航空機と陸地との交通又は貨物の積卸しの許可	関税法第24条第1項
60	財務省	外国往來船又は外国往來航空機との貨物の授受を目的とする交通の許可	関税法第24条第2項
61	財務省	他所蔵置の許可	関税法第30条第1項第2号
62	財務省	見本の一時持出の許可	関税法第32条
63	財務省		



64	財務省	外国貨物の蔵入れの承認	関税法第43条の3第1項
65	財務省	外国貨物の蔵入れの承認(仕入書の提出)	関税法第43条の3第1項
66	財務省	外国貨物の移入れの承認	関税法第62条(第43条の3第1項準用)
67	財務省	総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認	関税法第62条の10
68	財務省	総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認(仕入書の提出)	関税法第62条の10
69	財務省	総合保税地域における石油精製の保税作業終了後の輸入の許可	関税法第62条の15(第58条の2準用)
70	財務省	保税運送の(包括)承認	関税法第63条第1項
71	財務省	輸出又は輸入の許可	関税法第67条
72	財務省	輸出又は輸入の許可(別送品、託送品)	関税法第67条
73	財務省	輸出又は輸入の許可(仕入書の提出)	関税法第67条
74	財務省	貨物を税関長が指定した場所に入れないで輸出、輸入申告の承認	関税法第67条の2第1項ただし書
75	財務省	他法令の規定による許可、承認等の事項の証明手続(食品衛生法、家畜伝染病予防法、植物防疫法)	関税法第70条第1項及び第2項、75条、76条第4項
76	財務省	他法令の規定による許可、承認等の事項の証明手続(輸出入貿易管理令)	関税法第70条第1項及び第2項、75条、76条第4項
77	財務省	輸入許可前貨物引取の承認	関税法第73条第1項
78	財務省	外国貨物の積もどしの許可	関税法第75条(第67条準用)
79	財務省	臨時開庁の承認	関税法第98条第1項
80	財務省	証明書類の交付の申請	関税法第102条第1項
81	財務省	統計の閲覧の申請(財務大臣)	関税法第102条第4項
82	財務省	担保の解除の手続	関税法施行令第8条の4
83	財務省	航空機の部分品等の免税申請	関税暫定措置法第4条
84	財務省	加工再輸入減税申請及び製品の明細書の提出	関税暫定措置法第8条第1項
85	財務省	軽減税率適用に係る書面の提出	関税暫定措置法第8条の7
86	財務省	製造用原料品の減税又は免税申請	関税率法第13条第1項
87	財務省	輸出許可書又は税関の証明書の提出	関税率法第14条
88	財務省	軽減税率適用申請	関税率法第20条の2第1項
89	財務省	積卸コンテナ一覽表の提出	コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令第2条
90	財務省	通関士試験の受験願書の受付	通関業法第23条第1項
91	財務省	とん税の納付	とん税法第5条第1項
92	財務省	支払手段等の輸出入の届出	外国為替及び外国貿易法第19条第3項
93	財務省	製造たばこの小売販売業の許可	たばこ事業法第22条
94	財務省	製造たばこの小売販売業の出張販売の許可	たばこ事業法第26条
95	財務省	製造たばこの小売販売業の商号等の変更の届出	たばこ事業法第30条
96	財務省	所得税の予定納税額の減額申請書	所得税法第112条第1項
97	財務省	国税申告手続(所得税、法人税、消費税)	所得税法第120条第1項他
98	財務省	確定申告税額の延納届出	所得税法第131条第2項
99	財務省	所得税の青色申告承認申請書	所得税法第144条
100	財務省	所得税の青色申告の取りやめ届出書	所得税法第151条第1項
101	財務省	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書	所得税法第217条
102	財務省	居住者又は内国法人の報酬若しくは料金、契約金、賞金又は年金についての所得税徴収高計算書	所得税法第220条
103	財務省	居住者又は内国法人の定期積金の給付補てん金等の所得税徴収高計算書	所得税法第220条
104	財務省	居住者又は内国法人の配当等についての所得税徴収高計算書	所得税法第220条
105	財務省	非居住者又は外国法人の所得についての所得税徴収高計算書	所得税法第220条
106	財務省	居住者の給与等、退職手当等及び弁護士等の報酬若しくは料金についての所得税徴収高計算書	所得税法第220条
107	財務省	居住者又は内国法人の利子等、投資信託又は特定目的信託の収益の分配及び匿名組合契約等に基づく利益の分配についての所得税徴収高計算書	所得税法第220条
108	財務省	国外公社債等の利子等の支払調書(及び同合計表)	所得税法第225条第1項第1号
109	財務省	利子等の支払調書(及び同合計表)	所得税法第225条第1項第1号
110	財務省	オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書(支払通知書)(及び同合計表)	所得税法第225条第1項第2号
111	財務省	投資信託又は特定目的信託収益の分配の支払調書(及び同合計表)	所得税法第225条第1項第2号
112	財務省	自己の株式の取得等の場合の支払調書(支払通知書)(及び同合計表)	所得税法第225条第1項第2号
113	財務省	国外投資信託等又は国外株式の配当等の支払調書(及び同合計表)	所得税法第225条第1項第2号
114	財務省	配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書(及び同合計表)	所得税法第225条第1項第2号
115	財務省	報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書(及び同合計表)	所得税法第225条第1項第3号
116	財務省	生命保険契約等の一時金の支払調書(及び同合計表)	所得税法第225条第1項第4号、第8号
117	財務省	生命保険契約等の年金の支払調書(及び同合計表)	所得税法第225条第1項第4号、第8号
118	財務省	損害保険契約等の年金の支払調書(及び同合計表)	所得税法第225条第1項第5号
119	財務省	損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書(及び同合計表)	所得税法第225条第1項第5号
120	財務省	損害保険代理報酬の支払調書(及び同合計表)	所得税法第225条第1項第6号
121	財務省	非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書(及び同合計表)	所得税法第225条第1項第8号
122	財務省	非居住者等に支払われる工業所有権の使用料等の支払調書(及び同合計表)	所得税法第225条第1項第8号
123	財務省	不動産の使用料等の支払調書(及び同合計表)	所得税法第225条第1項第9号
124	財務省	株式等の譲渡の対価の支払調書(及び同合計表)	所得税法第225条第1項第10号
125	財務省	交付金銭等の支払調書(及び同合計表)	所得税法第225条第1項第11号

126	財務省	給与所得の源泉徴収票（及び同合計表）	所得税法第226条第1項
127	財務省	退職所得の源泉徴収票（及び同合計表）	所得税法第226条第2項
128	財務省	公的年金等の源泉徴収票（及び同合計表）	所得税法第226条第3項
129	財務省	信託の計算書（及び同合計表）	所得税法第227条
130	財務省	名義人受領の配当所得の調書（及び同合計表）	所得税法第228条第1項
131	財務省	譲渡性預金の譲渡等に関する調書（及び同合計表）	所得税法第228条第2項
132	財務省	新株予約権の行使に関する調書（及び同合計表）	所得税法第228条の2
133	財務省	非課税貯蓄みなし廃止通知書	所得税法施行令第45条第5項
134	財務省	非課税貯蓄者死亡通知書	所得税法施行令第46条第2項
135	財務省	所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書	所得税法施行令第57条
136	財務省	個人事業の開業等届出書	所得税法施行規則第98条
137	財務省	消費税課税事業者選択届出書	消費税法第9条第4項
138	財務省	所得税のたな卸資産の評価方法の届出書	所得税法施行令第100条第2項（所得税法施行令第99条の2第7項を含む。）
139	財務省	消費税課税事業者選択不適用届出書	消費税法第9条第5項
140	財務省	所得税の減価償却資産の償却方法の届出書	所得税法施行令第123条第2項（所得税法施行令第120条の2第7項を含む。）
141	財務省	消費税課税期間特例選択・変更届出書	消費税法第19条第1項
142	財務省	青色専従者給与に関する届出（変更届出）書	所得税法施行令第164条第2項
143	財務省	消費税課税期間特例選択不適用届出書	消費税法第19条第3項
144	財務省	消費税簡易課税制度選択届出書	消費税法第37条第1項
145	財務省	消費税簡易課税制度選択不適用届出書	消費税法第37条第2項
146	財務省	消費税課税事業者届出書	消費税法第57条第1項第1号
147	財務省	消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書	消費税法第57条第1項第2号
148	財務省	事業廃止届出書	消費税法第57条第1項第3号
149	財務省	個人事業者の死亡届出書	消費税法第57条第1項第4号
150	財務省	事業年度等を変更した場合等の届出	法人税法第15条
151	財務省	青色申告の承認申請	法人税法第122条第1項
152	財務省	納税地の異動の届出	法人税法施行令第18条
153	財務省	生命保険金・共済金受取人別支払調書（及び同合計表）	相続税法第59条第1項第1号
154	財務省	損害（死亡）保険金・共済金受取人別支払調書（及び同合計表）	相続税法第59条第1項第1号
155	財務省	退職手当金等受給者別支払調書（及び同合計表）	相続税法第59条第1項第2号
156	財務省	揮発油税未納税移出揮発油移入届出手続	揮発油税法第14条第7項
157	財務省	酒類の製成及び移出の数量等申告書	酒税法施行令第53条第6項
158	財務省	特定新株予約権等の付与に関する調書（及び同合計表）	租税特別措置法第29条の2第5項
159	財務省	特定口座年間取引報告書（及び同合計表）	租税特別措置法第37条の11の3第7項
160	財務省	先物取引に関する調書（及び同合計表）	租税特別措置法第41条の14第4項
161	財務省	揮発油税特定石油化学製品の移出数量等報告手続	租税特別措置法第89条の2第6項
162	財務省	揮発油税特定石油化学製品移入届出手続	租税特別措置法第89条の2第8項
163	財務省	特別非課税貯蓄みなし廃止通知書	租税特別措置法施行令第2条の4第3項
164	財務省	税理士試験受験願書	税理士法施行規則第2条第1項
165	財務省	国外送金等調書（及び同合計表）	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第4条第1項
166	財務省	納税証明書の交付請求	国税通則法施行令第41条第3項
167	財務省	統計情報の収集（民間給与実態統計調査）	大蔵省令（民間給与実態統計調査規則）第7条
168	財務省	法人企業統計調査年報	統計法第2条及び法人企業統計調査規則
169	財務省	法人企業統計調査季報	統計法第2条及び法人企業統計調査規則
170	財務省	財務省景気予測調査	統計法第8条及び統計報告調整法第4条
171	文部科学省	大学入学資格検定	大学入学資格検定規程第7条
172	文部科学省	大学入学資格検定の合格証明書の交付	大学入学資格検定規程第10条第1項
173	文部科学省	大学入学資格検定の合格成績証明書の交付	大学入学資格検定規程第10条第2項
174	厚生労働省	給水装置工事主任技術者免状の交付申請	水道法第25条の5第1項並びに同法施行規則第24条
175	厚生労働省	労働安全衛生法第72条第1項に基づくクレーン運転士免許	クレーン等安全規則 労働安全衛生法 第223条
176	厚生労働省	労働安全衛生法第72条第1項に基づくボイラー-技士免許(1)特級ボイラー-技士免許(2)一級ボイラー-技士免許(3)二級ボイラー-技士免許	ボイラー及び圧力容器安全規則 労働安全衛生法 第97条
177	厚生労働省	免許書替入申請手続	労働安全衛生規則 労働安全衛生法 第67条第2項
178	厚生労働省	労働安全衛生法第72条第1項に基づく衛生管理者免許(1)第一種衛生管理者免許(2)第二種衛生管理者免許	労働安全衛生法第12条第1項
179	厚生労働省	定期に提出する委託状況届	家内労働法施行規則第23条第2項
180	厚生労働省	労働経済動向調査	統計報告調整法第4条
181	厚生労働省	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格取得届	健康保険法施行規則10条の2、11条 健康保険法、船員保険法施行規則7条、8条 船員保険法、厚生年金保険法施行規則15条、16条 厚生年金保険法
182	厚生労働省	健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届	健康保険法施行規則10条の3、23条の3、45条の4、63条の9 健康保険法、船員保険法施行規則10条、17条の7、24条の2の5 船員保険法、厚生年金保険法施行規則22条 厚生年金保険法
183	厚生労働省	健康保険任意継続被保険者資格取得申請書	健康保険法施行規則42条 健康保険法
184	厚生労働省	健康保険任意継続被保険者資格喪失申請書	健康保険法施行規則42条の2、23条の3、45条の4、63条の9 健康保険法
185	厚生労働省	保険料等還付請求書	健康保険法施行規則16条の4 健康保険法、船員保険法施行規則101条 船員保険法、厚生年金保険法施行規則88条 厚生年金保険法
186	厚生労働省	健康保険・厚生年金保険適用事業所所在地名称変更（訂正）届（管轄内）（管轄外）、船員保険・厚生年金保険船舶所有者氏名（名称）住所（所在地）変更届（管轄内）（管轄外）	健康保険法施行規則20条、23条、23条の3、45条の4、63条の9 健康保険法、船員保険法施行規則17条、17条の2、17条の5、23条の3、47条の2 船員保険法、厚生年金保険法施行規則23条、29条の3 厚生年金保険法
187	厚生労働省	健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更（訂正）届、船員保険・厚生年金保険被保険者氏名変更訂正届	健康保険法施行規則20条の2、23条、45条の4、48条、63条の9 健康保険法、船員保険法施行規則13条、17条の2、17条の5、47条の2 船員保険法、厚生年金保険法施行規則5条の4、9条、21条 厚生年金保険法
188	厚生労働省	健康保険任意継続・厚生年金保険第四種被保険者住所変更届	健康保険法施行規則21条、23条、45条の4、63条の9 健康保険法、厚生年金保険法施行規則9条の2 厚生年金保険法
189	厚生労働省	健康保険被扶養者（異動）届、船員保険被扶養者（異動）届	健康保険法施行規則23条、45条の4、63条、63条の9、79条、81条、93条 健康保険法、船員保険法施行規則17条の3、17条の4、17条の5、24条の2の5 船員保険法

190	厚生労働省	健康保険被保険者証滅失き損無余白再交付申請書、健康保険遠隔地被保険者証交付申請書、健康保険遠隔地被保険者証滅失き損無余白再交付申請書、船員保険遠隔地被扶養者証交付申請書、船員保険被保険者被扶養者遠隔地被扶養者証滅失き損無余白再交付申請書	健康保険法施行規則23条、45条の4、63条の9、73条、健康保険法、船員保険法施行規則17条の2、17条の5、47条の2 船員保険法
191	厚生労働省	健康保険被保険者家族埋葬料(費)請求書、船員保険被保険者家族葬祭料(費)請求書	健康保険法施行規則23条の3、45条の4、48条、59条、60条、63条の4、63条の9、77条、82条、85条、88条、92条、93条 健康保険法、船員保険法施行規則82条の15、17条の7、24条の2の5、47条の2、82条の16、82条の17 船員保険法
192	厚生労働省	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届	健康保険法施行規則3条 健康保険法、厚生年金保険法施行規則18条 厚生年金保険法
193	厚生労働省	健康保険老人保健障害認定該当者・非該当者届、船員保険老人保健障害認定該当者・非該当者届	健康保険法施行規則45条の4、63条の9、62条の2、93条 健康保険法、船員保険法施行規則13条の3、13条の5、24条の2の5、47条の2 船員保険
194	厚生労働省	健康保険被保険者家族療養費支給申請書、健康保険被保険者家族療養費支給申請書(食事療養標準負担額差額支給申請用)、船員保険被保険者家族療養費支給申請書	健康保険法施行規則45条の6、53条、83条、87条、93条 健康保険法、船員保険法施行規則24条の2の8、42条、43条、45条 船員保険法
195	厚生労働省	船員保険被保険者資格喪失後の継続療養受給届	船員保険法施行規則29条、45条 船員保険法
196	厚生労働省	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届	健康保険法施行規則4条 健康保険法、厚生年金保険法施行規則19条、19条の2 厚生年金保険法
197	厚生労働省	健康保険傷病手当金請求書、船員保険傷病手当金支給請求書	健康保険法施行規則57条、58条、84条、93条 健康保険法、船員保険法施行規則44条、44条の2 船員保険法
198	厚生労働省	健康保険・厚生年金保険育児休業取得者申出書、船員保険・厚生年金保険育児休業取得者申出書	健康保険法施行規則5条の4 健康保険法、船員保険法施行規則96条の3の4 船員保険法、厚生年金保険法施行規則25条の2 厚生年金保険法
199	厚生労働省	健康保険・厚生年金保険育児休業取得者終了届、船員保険・厚生年金保険育児休業取得者終了届	健康保険法施行規則5条の4 健康保険法、船員保険法施行規則96条の3の4 船員保険法、厚生年金保険法施行規則25条の2 厚生年金保険法
200	厚生労働省	健康保険・厚生年金保険保険料口座振替納付(変更)申出書、船員保険・厚生年金保険保険料口座振替納付(変更)申出書	健康保険法施行規則5条の5 健康保険法、船員保険法施行規則96条の3の5 船員保険法、厚生年金保険法施行規則25条の3 厚生年金保険法
201	厚生労働省	健康保険被保険者配偶者出産育児一時金請求書、船員保険出産育児一時金・配偶者出産育児一時金支給請求書	健康保険法施行規則61条、63条の5、86条、88条、93条 健康保険法、船員保険法施行規則47条の5、48条 船員保険法
202	厚生労働省	健康保険出産手当金請求書、船員保険出産手当金支給請求書	健康保険法施行規則62条、86条、93条 健康保険法、船員保険法施行規則47条の6 船員保険法
203	厚生労働省	健康保険被保険者被扶養者世帯合算高額療養費支給申請書、船員保険高額療養費支給申請書	健康保険法施行規則63条の13、93条 健康保険法、船員保険法施行規則47条の4 船員保険法
204	厚生労働省	健康保険被保険者受給資格者票(1年・5年)・特別療養費受給票交付申請書	健康保険法施行規則78条、89条 健康保険法
205	厚生労働省	健康保険・厚生年金保険新規適用届、船員保険・厚生年金保険新規適用船舶所有者届	健康保険法施行規則8条の2、10条 健康保険法、船員保険法施行規則5条、23条の3 船員保険法、厚生年金保険法施行規則13条、29条、29条の2、29条の3 厚生年金保険法
206	厚生労働省	健康保険・厚生年金保険事業所関係変更(訂正)届	健康保険法施行規則8条の2、18条、20条 健康保険法、厚生年金保険法施行規則23条、24条、29条 厚生年金保険法
207	厚生労働省	健康保険組合の事業状況の報告	健康保険法施行規則第14条
208	厚生労働省	健康保険・厚生年金保険賞与等支払届、厚生年金保険(船員)賞与等支払届	健康保険法施行規則附2条 健康保険法、厚生年金保険法施行規則26条の2 厚生年金保険法
209	厚生労働省	年金手帳再交付申請書	厚生年金保険法施行規則11条 厚生年金保険法、国民年金法施行規則11条 国民年金法
210	厚生労働省	国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書	厚生年金保険法施行規則30条、30条の2、施行規則附則6 厚生年金保険法、国民年金法施行規則16条、16条の3、16条の4、30条の3、30条の4 国民年金法
211	厚生労働省	国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書(八万キ形式)	厚生年金保険法施行規則30条の2 厚生年金保険法、国民年金法施行規則16条の2 国民年金法
212	厚生労働省	加算額・加給年金額対象者不該当届	厚生年金保険法施行規則32条、46条、67条の3、厚生年金保険法施行規則平成9年附則23条 厚生年金保険法、国民年金法施行規則33条の6、43条 国民年金法
213	厚生労働省	老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届	厚生年金保険法施行規則33条、厚生年金保険法施行規則平成9年附則26条 厚生年金保険法、国民年金法施行規則17条の6 国民年金法
214	厚生労働省	老齢・障害給付加給年金額支給停止事由該当届	厚生年金保険法施行規則33条の2、49条の2 厚生年金保険法
215	厚生労働省	年金受給権者現況届	厚生年金保険法施行規則35条、51条、68条、厚生年金保険法施行規則昭和61年附則14条、旧厚生年金保険法施行規則35条、43条の7、51条、68条、76条の10 厚生年金保険法、国民年金法施行規則18条、36条、51条、60条の6、国民年金法施行規則昭和61年附則8条、旧国民年金法施行規則18条、29条、45条、58条、60条の6 国民年金法、船員保険法施行規則73条、82条の3、船員保険法施行規則附則21条、旧船員保険法施行規則57条、68条の12、73条、82条の3、82条の14の7 船員保険法
216	厚生労働省	年金受給権者氏名変更届	厚生年金保険法施行規則37条、53条、70条、厚生年金保険法施行規則昭和61年附則14条、旧厚生年金保険法施行規則37条、43条の9、53条、70条、76条の12 厚生年金保険法、国民年金法施行規則19条 国民年金法、船員保険法施行規則75条、82条の13、船員保険法施行規則昭和61年附則21条、旧船員保険法施行規則61条 船員保険法
217	厚生労働省	年金受給権者住所・支払機関変更届	厚生年金保険法施行規則38条、39条、54条、55条、71条、72条、厚生年金保険法施行規則昭和61年附則14条、旧厚生年金保険法施行規則38条、39条、43条の10、43条の10、43条の11、54条、55条、71条、72条、76条の13、76条の14 厚生年金保険法、国民年金法施行規則20条、21条、国民年金法施行規則昭和61年附則8条、旧国民年金法施行規則20条、21条、30条、36条の2、38条、47条、50条、60条、60条の8 国民年金法、船員保険法施行規則75条の2、75条の3、82条の13、船員保険法施行規則昭和61年附則21条、旧船員保険法施行規則62条、62条の2 船員保険法
218	厚生労働省	年金証書再交付申請書	厚生年金保険法施行規則40条、56条、73条、厚生年金保険法施行規則昭和61年附則14条、旧厚生年金保険法施行規則40条、43条の12、56条、73条、76条の15 厚生年金保険法、国民年金法施行規則22条、38条、53条、60条の8、国民年金法施行規則昭和61年附則8条、旧国民年金法施行規則22条、30条、38条、47条、50条、60条、60条の8 国民年金法、船員保険法施行規則75条の4、82条の13、船員保険法施行規則昭和61年附則21条、旧船員保険法施行規則63条 船員保険法
219	厚生労働省	国民年金・厚生年金保険年金受給権者死亡届	厚生年金保険法施行規則41条、57条、74条 厚生年金保険法、国民年金法施行規則24条、38条、53条、60条の8 国民年金法

220	厚生労働省	国民年金・厚生年金保険未支給年金保険給付請求書	厚生年金保険法施行規則42条、58条、75条 厚生年金保険法、国民年金法施行規則25条、38条、53条、60条の8 国民年金法
221	厚生労働省	国民年金・厚生年金保険・船員保険障害給付裁定請求書	厚生年金保険法施行規則44条、50条の2 厚生年金保険法、国民年金法施行規則31条、33条の4、35条の2 国民年金法、船員保険法施行規則70条、75条の8、75条の9 船員保険法
222	厚生労働省	厚生年金保険被保険者住所変更届、厚生年金保険（船員）被保険者住所変更届	厚生年金保険法施行規則5条の5、21条の2 厚生年金保険法
223	厚生労働省	国民年金・厚生年金保険・船員保険遺族給付裁定請求書	厚生年金保険法施行規則60条、60条の2、施行規則附則10 厚生年金保険法、船員保険法施行規則81条、81条の2、81条の4 船員保険法、国民年金法施行規則39条、40条 国民年金法
224	厚生労働省	脱退一時金裁定請求書（国民年金 / 厚生年金保険）	厚生年金保険法施行規則76の2 厚生年金保険法、国民年金法施行規則63条 国民年金法
225	厚生労働省	厚生年金保険加給年金額対象者不該当届（旧）	厚生年金保険法施行規則昭和61年附則14条、旧厚生年金保険法施行規則32条、46条 厚生年金保険法
226	厚生労働省	厚生年金保険未支給保険給付請求書（旧）	厚生年金保険法施行規則昭和61年附則14条、旧厚生年金保険法施行規則42条、43条の14、58条、75条、76条の17 厚生年金保険法
227	厚生労働省	退職共済年金給付裁定・改定請求書	厚生年金保険法施行規則平成9年附則18条 厚生年金保険法
228	厚生労働省	共済年金未支給年金請求書	厚生年金保険法施行規則平成9年附則73条 厚生年金保険法
229	厚生労働省	国民年金老齢基礎年金額加算開始事由該当届	国民年金法施行規則17条の3 国民年金法
230	厚生労働省	国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認・資格喪失・死亡・住所・氏名変更・生年月日変更・性別変更届	国民年金法施行規則1条の2、3条、4条、6条、6条の2、6条の3、7条、8条 国民年金法
231	厚生労働省	国民年金保険料追納申込書	国民年金法施行規則78条 国民年金法
232	厚生労働省	国民年金保険料還付請求書	国民年金法施行規則80条 国民年金法
233	厚生労働省	国民年金未支給老齢・通算老齢年金支給請求書（旧）	国民年金法施行規則昭和61年附則8条、旧国民年金法施行規則25条、30条 国民年金法
234	厚生労働省	船員保険失業保険金・高齢求職者給付金請求書	船員保険法施行規則48条の4、48条の13の2、48条の14 船員保険法
235	厚生労働省	船員保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更（基準日）届	船員保険法施行規則9条、9条の2 船員保険法、厚生年金保険法施行規則19条、19条の2 厚生年金保険法
236	厚生労働省	国民年金・共済年金・厚生年金保険年金受領選択申出書、国民年金・共済組合等・厚生年金保険年金受給選択申出書	船員保険法施行規則昭和61年附則21条、旧船員保険法施行規則53条、54条、68条の4、68条の6、72条の2、74条の10、81条の6、82条の11、82条の14の6、82条の14の9 船員保険法、厚生年金保険法施行規則30条の5、45条、61条、施行規則昭和61年附則14条、旧厚生年金保険法施行規則30条の2、43条の3、44条の2、61条、76条の3、厚生年金保険法施行規則平成9年附則19条、20条、29条、30条 厚生年金保険法、国民年金法施行規則17条、17条の7、32条、35条、41条、60条の3 国民年金法
237	厚生労働省	確定拠出年金企業型年金の事業主に係る運営管理業務報告書の届出	確定拠出年金法第50条、確定拠出年金法施行規則第27条第2項
238	厚生労働省	医薬品・医薬部外品又は化粧品等の副作用・感染症等の報告	薬事法第77条の4の2
239	厚生労働省	治験の対象とされる薬物の副作用・感染症等の報告	薬事法第80条の2第6項
240	厚生労働省	船舶、航空機及び貨物に対する検査、消毒、虫類駆除等の実施及び人に対する診察、検査、予防接種の実施に関する申請並びにこれらの事項に関する証明書交付の申請	検疫法第26条及び同法第26条の2
241	厚生労働省	外航船舶が行う検疫前の通報	検疫法第6条
242	厚生労働省	少量新規化学物質の製造等に係る申出	新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 第4条
243	厚生労働省	港湾労働者の雇入れ状況等の報告	港湾労働法第11条、同法施行規則第10条
244	厚生労働省	食品等の輸入の届出	食品衛生法第27条、第28条
245	厚生労働省	受給資格者氏名住所変更届	雇用保険法施行規則第49条
246	厚生労働省	雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任の届出	雇用保険法施行規則145条
247	厚生労働省	雇用保険の事業所設置の届出	雇用保険法施行規則第141条
248	厚生労働省	雇用保険の事業所廃止の届出	雇用保険法施行規則第141条
249	厚生労働省	雇用保険の事業所の各種変更の届出	雇用保険法施行規則第142条
250	厚生労働省	未支給の失業等給付の請求（就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付）	雇用保険法第10条の3、同法施行規則第17条の2
251	厚生労働省	公共職業訓練等受講届及び同通所届	雇用保険法第15条第3項、同法施行規則第21条
252	厚生労働省	受給期間延長の申請	雇用保険法第20条、同法施行規則第31条、第31条の3
253	厚生労働省	傷病手当の申請	雇用保険法第37条、同法施行規則第63条第2項
254	厚生労働省	再就職手当の申請	雇用保険法第56条の2第1項第1号口、同法施行規則第82条の7
255	厚生労働省	常用就職支度手当の申請	雇用保険法第56条の2第1項第2号、同法施行規則第84条
256	厚生労働省	教育訓練給付金の申請	雇用保険法第60条の2、同法施行規則第101条の2の8
257	厚生労働省	高齢雇用継続基本給付金の申請	雇用保険法第61条、同法施行規則第101条の5
258	厚生労働省	高齢再就職給付金の申請	雇用保険法第61条の2、同法施行規則第101条の7
259	厚生労働省	育児休業基本給付金の申請	雇用保険法第61条の4、同法施行規則第101条の13
260	厚生労働省	育児休業者職場復帰給付金の申請	雇用保険法第61条の5、同法施行規則第101条の14
261	厚生労働省	休業開始時賃金月額証明書	雇用保険法第7条、雇用保険法施行規則第14条の2第1項
262	厚生労働省	雇用保険被保険者区分変更届	雇用保険法第7条、同法施行規則第12条の2
263	厚生労働省	雇用保険被保険者転勤届	雇用保険法第7条、同法施行規則第13条
264	厚生労働省	雇用保険被保険者氏名変更届	雇用保険法第7条、同法施行規則第14条
265	厚生労働省	雇用保険被保険者資格取得届	雇用保険法第7条、同法施行規則第6条
266	厚生労働省	雇用保険被保険者資格喪失届	雇用保険法第7条、同法施行規則第7条
267	厚生労働省	高齢者等の雇用状況の定期報告	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第52条第1項
268	厚生労働省	労働保険事務組合に対する報奨金交付申請	失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第23条、労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令第2条
269	厚生労働省	一人親方等特別加入脱退の申請	労働者災害補償保険法35条（同法施行規則第46条の23）
270	厚生労働省	療養補償給付たる療養の給付を受ける指定病院等（変更）の届出	労働者災害補償保険法施行規則第12条第3項
271	厚生労働省	給付基礎日額の変更の申請届出	労働者災害補償保険法施行規則第46条の20第5項
272	厚生労働省	年金たる保険給付の受給権者の定期報告	労働者災害補償保険法第12条の7（同法施行規則第21条）
273	厚生労働省	療養補償給付たる療養の給付の請求	労働者災害補償保険法第12条の8（同法施行規則第21条）

274	厚生労働省	療養補償給付たる療養の費用の請求	労働者災害補償保険法第13条（同法施行規則第21条の2）
275	厚生労働省	休業補償給付の請求	労働者災害補償保険法第14条（同法施行規則第13条）
276	厚生労働省	障害補償給付の請求	労働者災害補償保険法第15条（同法施行規則第14条の2）
277	厚生労働省	療養給付たる療養の給付の請求	労働者災害補償保険法第22条（同法施行規則第18条の5第1項）
278	厚生労働省	療養給付たる療養の給付を受ける指定病院等（変更）の届出	労働者災害補償保険法第22条（同法施行規則第18条の5第2項）
279	厚生労働省	療養給付たる療養の費用の請求	労働者災害補償保険法第22条（同法施行規則第18条の6第1項）
280	厚生労働省	休業給付の請求	労働者災害補償保険法第22条の2（同法施行規則第18条の7）
281	厚生労働省	介護給付の請求	労働者災害補償保険法第24条（労働者災害補償保険法施行規則第18条の15）
282	厚生労働省	介護補償給付の請求	労働者災害補償保険法第19条の2（同法施行規則第18条の3の5）
283	厚生労働省	二次健康診断等給付の請求	労働者災害補償保険法第26条（同法施行規則第18条の19）
284	厚生労働省	特別給与の総額の届出	労働者災害補償保険法第29条（労働者災害補償保険特別支給金支給規則第12条）
285	厚生労働省	未支給の特別支給金支給の申請	労働者災害補償保険法第29条（労働者災害補償保険特別支給金支給規則第15条）
286	厚生労働省	休業特別支給金支給の申請	労働者災害補償保険法第29条（労働者災害補償保険特別支給金支給規則第3条）
287	厚生労働省	中小事業主等特別加入変更の届出	労働者災害補償保険法第34条（同法施行規則第46条の19）
288	厚生労働省	中小事業主等特別加入の申請	労働者災害補償保険法第34条（同法施行規則第46条の19第1項）
289	厚生労働省	中小事業主等特別加入脱退の申請	労働者災害補償保険法第34条（同法施行規則第46条の21）
290	厚生労働省	一人親方等特別加入の申請	労働者災害補償保険法第35条（同法施行規則第46条の23第1項）
291	厚生労働省	一人親方等特別加入変更の届出	労働者災害補償保険法第35条（同法施行規則第46条の23第4項）
292	厚生労働省	海外派遣者特別加入脱退の申請	労働者災害補償保険法第36条（同法施行規則第46条の25の2）
293	厚生労働省	海外派遣者特別加入の申請	労働者災害補償保険法第36条（同法施行規則第46条の25の2）
294	厚生労働省	海外派遣者特別加入変更の届出	労働者災害補償保険法第36条（同法施行規則第46条の25の2）
295	厚生労働省	平均給与額の証明	労働者災害補償保険法第8条の2第1項
296	厚生労働省	労働者派遣事業報告書及び労働者派遣事業収支決算書の提出	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第23条第1項
297	厚生労働省	継続一括認可・追加・取消申請書	労働保険の保険料の徴収に関する法律第9条、施行規則第10条第2項
298	厚生労働省	継続一括変更申請書/継続被一括事業名称・所在地変更届	労働保険の保険料の徴収に関する法律第9条、施行規則第10条第4項
299	厚生労働省	労働保険事務の処理の解除	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第60条第2項
300	厚生労働省	概算・増加概算・確定保険料申告書	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第15条、第16条、第19条、施行規則第24条第3項、第25条第3項、第33条第2項
301	厚生労働省	印紙保険料納付状況報告書	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第24条、同法施行規則第54条
302	厚生労働省	印紙保険料納付計器使用状況報告書	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第24条、同法施行規則第55条
303	厚生労働省	労働保険事務の処理の委託	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第33条第1項、同法施行規則第60条第1項
304	厚生労働省	保険関係成立届	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項、同法施行規則第4条
305	厚生労働省	名称・所在地変更届	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第2項、同法施行規則第5条
306	厚生労働省	クレーンの設置報告	クレーン等安全規則 労働安全衛生法 第11条
307	厚生労働省	労働安全衛生法第88条第1項に基づくクレーンの設置届	クレーン等安全規則 労働安全衛生法 第5条
308	厚生労働省	じん肺健康管理の実施状況報告	じん肺法施行規則第37条第1項
309	厚生労働省	じん肺管理区分の決定	じん肺法第13条第2項
310	厚生労働省	労働安全衛生法第88条第1項に基づく第1種圧力容器設置届出	ボイラー及び圧力容器安全規則 労働安全衛生法 第56条
311	厚生労働省	電離放射線健康診断結果報告	電離放射線障害防止規則 労働安全衛生法 第58条
312	厚生労働省	特定化学物質等健康診断結果報告	特定化学物質等障害予防規則第41条
313	厚生労働省	産業医の選任報告	労働安全衛生規則 労働安全衛生法 第13条第2項
314	厚生労働省	健康診断結果報告	労働安全衛生規則 労働安全衛生法 第52条
315	厚生労働省	健康管理手帳所持者の健康診断の実施報告	労働安全衛生規則 労働安全衛生法 第57条第3項
316	厚生労働省	衛生管理者の選任報告	労働安全衛生規則 労働安全衛生法 第7条第2項
317	厚生労働省	事故報告	労働安全衛生規則 労働安全衛生法 第96条
318	厚生労働省	労働者死傷病報告	労働安全衛生規則 労働安全衛生法 第97条第1項
319	厚生労働省	労働者死傷病報告（休業4日未満）関係手続	労働安全衛生規則 労働安全衛生法 第97条第1項
320	厚生労働省	特定元方事業者の労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所で行われる報告	労働安全衛生規則第664条
321	厚生労働省	総括安全衛生管理者の選任報告	労働安全衛生法100条第1項労働安全衛生規則2条第2項、4条第2項
322	厚生労働省	安全管理者の選任報告	労働安全衛生法100条第1項労働安全衛生規則2条第2項、4条第2項
323	厚生労働省	共同企業体の代表者の選定の届出	労働安全衛生法第5条第1項、労働安全衛生規則第1条第2項
324	厚生労働省	労働安全衛生法第88条第2項に基づく型わく支保工の設置・変更届	労働安全衛生法第88条第2項、労働安全衛生規則第88条及び別表第7
325	厚生労働省	労働安全衛生法第88条第2項に基づく架設通路の設置・変更届	労働安全衛生法第88条第2項、労働安全衛生規則第88条及び別表第7
326	厚生労働省	労働安全衛生法第88条第2項に基づく足場の設置・変更届	労働安全衛生法第88条第2項、労働安全衛生規則第88条及び別表第7
327	厚生労働省	労働安全衛生法第88条第4項に基づく建設業に係る計画届	労働安全衛生法第88条第4項、労働安全衛生規則第91条第2項
328	厚生労働省	適用事業等の報告（1）適用事業に該当の報告（2）寄宿舎内での事故発生の報告（3）寄宿舎内での労働者の死亡又休業日数4日以上休業の報告	労働基準法施行規則第57条第1項
329	厚生労働省	預金管理状況報告	労働基準法施行規則第57条第3項
330	厚生労働省	貯蓄金管理協定の届出	労働基準法第18条第2項
331	厚生労働省	1年単位の变形労働時間制に関する協定届	労働基準法第32条の4第4項（第32条の2第2項準用）
332	厚生労働省	非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働届	労働基準法第33条第1項
333	厚生労働省	時間外労働・休日労働に関する協定届	労働基準法第36条第1項
334	厚生労働省	就業規則変更の届出	労働基準法第89条第1項後段

335	厚生労働省	就業規則の届出	労働基準法89条第1項前段
336	厚生労働省	有機溶剤等健康診断結果報告	有機溶剤中毒予防規則第30条の3
337	厚生労働省	外航船舶の無線検査手続	検査法第17条第2項
338	厚生労働省	社会福祉法人の現況報告	社会福祉法第59条
339	厚生労働省	身体障害者又は知的障害者の雇用に関する状況の報告	障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第5項
340	厚生労働省	外国人雇用状況報告	職業安定法施行規則第34条
341	厚生労働省	未払賃金の額その他の事項の確認	賃金の支払の確保等に関する法律第7条
342	厚生労働省	医療施設静態調査(都道府県知事から厚生労働大臣への提出)	医療施設調査規則第10条第4項<統計法>
343	厚生労働省	患者調査(都道府県知事から厚生労働大臣への提出)	患者調査規則第10条第3項<統計法>
344	農林水産省	獣医師の住所等の届出	獣医師法第22条
345	農林水産省	指定検査物の輸入の届出	家畜伝染病予防法第40条
346	農林水産省	輸出検査の申請	家畜伝染病予防法第45条第1項
347	農林水産省	輸出植物等の検査の申請	植物防疫法第10条第1項
348	農林水産省	輸入植物等の検査の申請	植物防疫法第8条第1項
349	農林水産省	犬等の輸入検査申請	狂犬病予防法第7条
350	農林水産省	採捕数量等の報告	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第1項
351	農林水産省	漁獲成績報告書又は事業成績報告書の提出	指定漁業の許可及び取り締り等に関する省令28条第1項<漁業法第65条>
352	農林水産省	登録検査機関からの検査実績等の報告	農産物検査法第20条第3項
353	経済産業省	計量士国家試験願書	計量法施行規則第66条
354	経済産業省	火薬類製造保安責任者及び火薬類取扱保安責任者試験(受験願書)	火薬類取締法第31条第3項
355	経済産業省	情報処理技術者試験	情報処理の促進に関する法律第7条第1項
356	経済産業省	経済産業省生産動態統計調査	経済産業省生産動態統計調査規則<統計法>
357	経済産業省	商業動態統計調査	商業動態統計調査規則<統計法>
358	経済産業省	商工業石油等消費動態統計調査	商工業石油等消費統計調査規則<統計法>
359	経済産業省	石油製品需給動態統計調査	石油製品需給動態統計調査規則<統計法>
360	経済産業省	生産(確認)品質維持計画終了日の変更認定	揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第14条の7第1項
361	経済産業省	取引に関する報告	下請代金支払遅延等防止法第9条第2項
362	経済産業省	特許出願	特許法第36条、特許法施行規則第23条、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令第1条第1号
363	経済産業省	手続の補正	特許法第17条、特許法施行規則第11条、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令第1条第41号
364	経済産業省	出願審査請求	特許法第48条の3、特許法施行規則第31条の2、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令第1条第18号
365	経済産業省	特許料納付の申出	特許法第107条、特許法施行規則第69条、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令第1条第40条
366	経済産業省	意見書の提出	特許法第50条、特許法施行規則第32条の1、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令第1条第19号
367	経済産業省	審判請求(拒絶査定不服)	特許法第121条、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令第1条第23号
368	経済産業省	国内書面	特許法第184条の5、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令第1条第27号
369	経済産業省	期間延長の請求	特許法第4条、特許法第5条第1項、特許法施行規則第4条の2、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令第1条第35-36号
370	経済産業省	実用新案出願	実用新案法第5条、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令第1条第2号
371	経済産業省	意匠登録出願	意匠法第6条、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令第1条第3号
372	経済産業省	手続の補正	意匠法施行規則第11条第1項、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令第1条第41号、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第11条
373	経済産業省	意見書の提出	意匠法施行規則第11条第3項、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令第1条第19号、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第32条の1準用
374	経済産業省	意匠登録料納付の申出	意匠法第42条、意匠法施行規則第18条、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令第1条第40条
375	経済産業省	商標出願	商標法第5条、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令第1条第4号
376	経済産業省	手続の補正	商標法施行規則第6条第1項、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令第1条第41号、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第11条準用
377	経済産業省	商標登録料納付の申出	商標法第40条、商標法施行規則第18条、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令第1条第40号
378	経済産業省	貨物に係る輸出の許可	外国為替及び外国貿易法第48条第1項、輸出貿易管理令第1条第1項
379	経済産業省	年次報告書(適管:国の事業所)	計量法施行規則第96条
380	経済産業省	主任技術者不選任承認	電気事業法施行規則第52条第2項
381	経済産業省	事業用電気工作物の主任技術者の選任届出	電気事業法第43条第3項
382	経済産業省	事業用電気工作物の主任技術者の解任届出	電気事業法第43条第3項
383	経済産業省	事業用電気工作物の保安規程の届出	電気事業法第42条第1項
384	経済産業省	事業用電気工作物の保安規程の変更の届出	電気事業法第42条第2項
385	国土交通省	技術検定合格証明書交付	建設業法第27条第3項
386	国土交通省	運行管理者資格証の交付	貨物自動車運送事業法第19条第1項、道路運送法第23条の2第1項
387	国土交通省	測量士又は測量士補の登録	測量法第49条第1項
388	国土交通省	測量士・測量士補試験	測量法施行令第22条
389	国土交通省	船員手帳の交付	船員法施行規則第28条第1項
390	国土交通省	船員手帳の書換え	船員法施行規則第34条第1項、第4項
391	国土交通省	船員労働統計調査	船員労働統計調査規則<統計法>
392	国土交通省	船舶船員統計調査	船舶船員統計調査規則<統計法>
393	国土交通省	造船機統計調査	造船機統計調査規則<統計法>
394	国土交通省	鉄道輸送統計調査	鉄道輸送統計調査要項
395	国土交通省	飛行した区域の気象状況の報告(飛行後)	気象業務法第8条第2項
396	国土交通省	航空機装備品の予備品証明	航空法第17条第1項
397	国土交通省	飛行場以外の場所の離着陸の許可	航空法第79条ただし書き
398	国土交通省	最低高度以下の高度の飛行の許可	航空法第81条ただし書き
399	国土交通省	営業報告書及び事業実績報告の提出	貨物自動車運送事業報告規則<貨物自動車運送事業法>第2条第1項



400	国土交通省	貨物軽自動車運送事業の届出事項の変更の届出	貨物自動車運送事業法第36条第1項後段
401	国土交通省	貨物軽自動車運送事業の経営の届出	貨物自動車運送事業法第36条第1項前段
402	国土交通省	一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の届出	貨物自動車運送事業法第9条第3項
403	国土交通省	貨物輸送変動原因調査	貨物自動車輸送事業報告規則第3条
404	国土交通省	一般貨物自動車運送事業の運行管理者の選任の届出	貨物自動車輸送事業法第18条第3項前段
405	国土交通省	一般貨物自動車運送事業の運行管理者の解任の届出	貨物自動車輸送事業法第18条第4項後段
406	国土交通省	自動車輸送統計調査	自動車輸送統計調査規則<統計法>
407	国土交通省	保安基準の緩和の認定	道路運送車両の保安基準(道路運送車両法)第55条
408	国土交通省	整備主任者に関する事項の届出	道路運送車両法施行規則第62条の2の2第2項、第3項<道路運送車両法>
409	国土交通省	自動車分解整備事業の認証に係る変更届	道路運送車両法第81条第1項
410	国土交通省	自動車検査員の選任の届出	道路運送車両法第94条の4第3項
411	国土交通省	一般旅客自動車運送事業の許可	道路運送法第4条第1項
412	国土交通省	自家用自動車の有償運送の許可	道路運送法第80条第1項
413	国土交通省	自家用自動車の貸渡の許可	道路運送法第80条第2項
414	国土交通省	旅客自動車運送事業の営業報告書及び運送実績報告書の提出	旅客自動車運送事業報告規則<道路運送法>第2条
415	国土交通省	報告書の提出(1)営業報告書(2)事業実績報告書	貨物利用運送事業等報告規則 貨物利用運送事業法 第2条第1項、第3条第1項
416	国土交通省	旅客自動車運送事業者等の届出(1)運輸開始(一般)(2)事業の譲渡・譲受、法人の合併若しくは分割の終了、(一般)(3)事業者の死亡(一般)(4)事業の再開(一般、特定)(5)命令の実施(一般、特定)(6)仮眠施設の変更(一般、特定)(7)事業者の氏名、名称、住所(一般、特定)(8)法人の役員、社員、定款、寄付行為の変更(一般、特定)(9)運送需要者の氏名、名称、住所の変更(一般、特定)(10)道路運送に関する団体の解散又は変更	道路運送法施行規則第66条第1項
417	国土交通省	一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更の認可 ・乗合(1)路線(2)車庫の位置及び収容能力(3)各路線に配置する事業用自動車のうち、長さ、幅、高さ又は車両総重量が最大であるものの当該長さ、幅、高さ又は重量 (4)専用自動車道に関する事項 ・貸切(1)営業区域(2)営業所の位置(3)車庫の位置及び収容能力 ・乗用(1)営業区域(2)営業所の位置(3)車庫の位置及び収容能力	道路運送法第15条第1項
418	国土交通省	旅客自動車運送事業者の届出(1)運行管理者の選任(2)運行管理者でなくなった場合(3)指導主任者の選任(一般乗用)(4)指導主任者でなくなった場合	旅客自動車運送事業等運輸規則 道路運送法 第68条第1項
419	国土交通省	貸借対照表、損益計算書の営業年度ごとの提出	建設業法第11条第2項
420	国土交通省	貸借対照表、損益計算書の営業年度ごとの提出(特定建設業)	建設業法第17条(建設業法第11条第2項準用)
421	国土交通省	管理業務主任者の登録事項の変更の届出	マンション管理の適正化の推進に関する法律第62条
422	国土交通省	道路の占用許可(企業占用)	道路法第32条第1項及び第3項、第91条第2項
423	国土交通省	特殊車両通行許可申請	道路法第47条の2
424	国土交通省	届出をすることを要しない旨の許可	港則法施行規則第21条第1項
425	国土交通省	危険物積載船舶の停泊等の場所の指定(特定港)	港則法第22条
426	国土交通省	爆発物以外の危険物積載の停泊の許可	港則法第22条ただし書き
427	国土交通省	特定港内等における工事等の許可	港則法第31条第1項
428	国土交通省	特定港以外の港内等における工事の許可	港則法第37条の3(第31条第1項準用)
429	国土交通省	けい留施設の共用の届出(特定港)	港則法第5条第5項
430	国土交通省	港内移動の届出(特定港)	港則法第7条第2項
431	国土交通省	入出港の届出(特定港)	港則法第4条
432	国土交通省	船舶による気象及び水象の観測成果の報告	気象業務法第7条第2項
433	国土交通省	気象測器の検定	気象業務法第9条
434	国土交通省	船舶検査(1)定期検査(2)中間検査(3)臨時検査(4)臨時航行検査(5)特別検査	船舶安全法第5条第1項
435	国土交通省	予備検査	船舶安全法第6条第3項
436	国土交通省	土地の占用の許可	河川法第24条
437	国土交通省	求人申込	船員職業安定法第16条第1項
438	国土交通省	求職申込	船員職業安定法第16条第1項
439	国土交通省	事業状況及び災害疾病発生状況報告	船員法第111条
440	国土交通省	船員保険失業保険金・高齢求職者給付金請求書	船員保険法施行規則第48条の4、48条の13の2、48条の14<船員保険法>
441	国土交通省	雇入契約の公認	船員法第37条第1項
442	国土交通省	入出港の省略	港則法施行規則第1条第4項、第2条第3号
443	国土交通省	危険物積込等の許可(特定港)	港則法第23条第1項
444	国土交通省	危険物運搬の許可(特定港)	港則法第23条第4項
445	国土交通省	びよう地の指定(命令で定める特定港函館港、京浜港、大阪港、神戸港、関門港、長崎港、佐世保港)	港則法第5条第2項
446	国土交通省	港内移動の許可(特定港)	港則法第7条第1項
447	国土交通省	船舶の修繕等の届出(特定港)	港則法第8条第1項
448	国土交通省	期末倉庫使用状況の報告書	倉庫業法第27条第1項
449	国土交通省	受寄物入出庫高及び保管残高報告書	倉庫業法第27条第1項
450	国土交通省	測量成果又は測量記録の謄本、抄本の交付	測量法第28条第1項
451	国土交通省	測量業の財務に関する報告	測量法第55条の8第1項
452	環境省	新規化学物質の製造又は輸入の申し出(少量新規)	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第2条第1項第2号

(注) 各府省の「国の行政機関が扱う申請・届出等手続のオンライン化実施計画」に基づき作成した。

< 参考 2 >

事業者等利用者に対するオンラインの利用に関する改善要望・意見等の聴き取り調査について

(1) 聴き取り調査の概要

全国 50 の事業者等利用者(注)を対象として、これらの利用者が実際に行った申請・届出等手続(218 件)について、オンラインを利用して手続を行った際のメリット及びデメリット、オンライン化されているがオンラインを利用せずに手続を行った場合の理由、オンラインの利用に関する改善要望・意見等について、聴き取り調査を実施した。

(注) 調査対象とした 50 事業者等の業種・職種別内訳は、弁理士 9、運送業 8、製造業 5、通関業 5、倉庫業 4、建設業 3、港湾事業 3、電気事業 3、社会保険労務士 3、販売業 2、金融業 1、鉄道事業 1、電気通信業 1、情報サービス業 1、税理士 1 である。

(2) オンラインの利用に関する改善要望・意見等 (個表)

改善要望 : 添付書類提出のオンライン化、添付書類の省略 (その 1)

手続名	輸出又は輸入の許可 (関税法第 67 条)
利用者	通関業者
事項	添付書類の提出の省略を図ってほしい
内容	食品を輸入申告する場合、添付書類として食品届出済書の提出が求められているが、当該食品が厚生労働省に届出済であり食品衛生法による検査を受けている旨の情報は NACCS の画面で確認 (届出済番号で確認) できるので、この食品届出済書の提出については省略を図ってほしい。

改善要望 : 添付書類提出のオンライン化、添付書類提出の省略 (その 2)

手続名	特許出願 (特許法 36 条、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第 10 条第 1 号)
利用者	弁理士
事項	添付書類の提出のオンライン化を図ってほしい
内容	出願または特許の譲渡を受けて特許出願を行う場合に必要となる譲渡証、外国での出願に基づく優先権を主張して日本で特許出願を行う場合に必要となるパリ条約に基づく優先権証明書等の添付書類については、オンラインでの提出が認められていない。オンライン利用の利便性の向上を図るため、これら添付書類提出のオンライン化を図ってほしい。 なお、「パリ条約に基づく優先権証明書」は、日本とヨーロッパ特許庁及び韓国については、相互間の取り決めにより提出が不要となっている。



改善要望 : 提出できる電子ファイルの多様化 (その1)

手続名	輸出又は輸入の許可 (関税法第 67 条)
利用者	輸出入業者
事項	社内のシステムで作成しているデータ等を活用できるようにしてほしい
内容	輸出又は輸入の許可申請を行うに際しては、UN/EDIFACT (United Nations/ED1 For Administration, Commerce, Transport 行政、商業、運輸のための電子データ交換) 文書についてはそのままオンライン送付できるようにしてほしい。

改善要望 : 提出できる電子ファイルの多様化 (その2)

手続名	一般貨物トラック輸送状況報告書の提出 (貨物自動車運送事業法第 60 条、貨物自動車運送事業報告規則 (貨物輸送変動原因調査))
利用者	運送業
事項	社内のシステムで作成しているデータ等を活用できるようにしてほしい
内容	国土交通省の電子申請システムにおいては、エクセルデータを送付できないため、改めて入力作業を行なう必要が生じ、時間がかかり負担となっている。当該報告書の提出にあたっては、自社データ (エクセル) を活用できるようにしてほしい。

改善要望 : 提出できる電子ファイルの多様化 (その3)

手続名	特許出願 (特許法第 36 条) 実用新案出願 (実用新案法第 5 条)
利用者	製造業
事項	CAD データを利用できるようにしてほしい
内容	意匠登録出願の際に提出する図面については、CAD (設計支援用コンピューター) データの利用が認められていない。このため、イメージデータにファイル変換して出願書類に貼り付けているが、図面を縮小する必要が生じた場合、細部が不鮮明となる。図面を縮小しても図面がつぶれない CAD データを利用できるようにしてほしい。

改善要望 : 提出できる電子ファイルの多様化 (その4)

手続名	有価証券報告書の提出 (証券取引法第 24 条第 1 項) 半期報告書の提出 (証券取引法第 24 条の 5 第 1 項他) 臨時報告書の提出 (証券取引法第 24 条の 5 第 4 項他)
利用者	電気事業者、製造業者
事項	提出ファイルの多様化を図ってほしい
内容	<p>PDF ファイルでも提出できるようにしてほしい。</p> <p>金融庁の EDINET (証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム) においては、提出できる電子ファイルを HTML ファイルに限定し報告様式も複雑なものとなっていることから、その仕様に合わせるためファイルの作成を外注しているが、その費用に年間約 60 万円を要している。</p> <p>しかし、EDINET と同様の書類を開示している東京証券取引所のオンラインシステムである TDnet (適時開示情報伝達システム) では、PDF ファイルで提出できるようになっている。PDF ファイルなら自社でもワード文書から容易に変換できるので、金融庁の EDINET においても PDF ファイルで提出できるようにするなどの改善措置を講じてほしい。</p>

改善要望 : 提出できる電子ファイルの多様化 (その5)

手続名	有価証券報告書の提出 (証券取引法第 24 条第 1 項) 半期報告書の提出 (証券取引法第 24 条の 5)
利用者	電気事業者
事項	提出できるファイルの多様化を図ってほしい
内容	<p>金融庁の EDINET での報告は、HTML 形式により提出するよう求められているため、エクセルで作成した社内データを再処理している。しかし、この HTML 形式への変換処理に係る作業量が膨大なことから、外部委託しているが、従前の紙ベースでの報告に比べて、時間、費用 (1 割程度。約 10 万円。)とも負担が増加した。</p> <p>申請作業を軽減するため、金融庁が設定している指定ファイルを多様化してほしい (社内管理データがエクセルデータであることから、エクセルデータでの申請が可能となるようにしてほしい。)</p>

改善要望：提出できる電子ファイルの多様化（その6）

手続名	有価証券報告書の提出（証券取引法第24条第1項） 半期報告書の提出証券取引法（第24条の5第1項等）
利用者	製造業
事項	提出ファイルの簡素化、多様化を図ってほしい
内容	提出書類は、マイクロソフトワード等で文章等を作成し、HTMLを使用して編集後、EDINETで提出することとなっているが、当社では、HTMLの編集作業に習熟した社員がいないことから、書類の作成、編集をすべて外注している（HTMLへの編集費用は、有価証券報告書が70万円、半期報告書が50万円）。提出ファイルの簡素化、多様化を図ってほしい。

改善要望：手続案内、電子申請サイトの改善（その1）

手続名	船員労働統計調査（船員労働統計調査票、一般船舶の詳細調査〔6月〕）
利用者	港湾事業者
事項	分かりやすい手続案内としてほしい
内容	<p>国土交通省のホームページの電子申請手続のサイトから当該手続を見つけにくい。海事関係の統計手続については、統計に分類されており、海事関係のカテゴリーには掲載されていない。事業者は、必ずしも正確な手続名や根拠法令を把握しているわけではないので、業種ごとに必要な手続を分かりやすく掲載してほしい。少なくとも、海事関係の統計手続については、統計関係からでも海事関係からでもアクセスできるようにしてほしい。</p> <p>なお、国土交通省の検索サーチからも検索できなかった。</p> <p>また、すべての手続にいえることであるが、一つの手続が終わり次の手続に移行する際に、一度始めの所管一覧の画面に戻らなければならない、手間がかかるので戻らずに次の手続へ移行できるようにしてほしい。</p>

改善要望：手続案内、電子申請サイトの改善（その2）

手続名	貨物自動車運送事業の経営許可等（貨物自動車運送事業法第4条等）
利用者	運送業
事項	手続案内を分かりやすく構成してほしい
内容	<p>国土交通省のホームページにおける手続案内のサイト構成は、部局別の縦割りでまとめられているため、部局ごとにサイトをクリックして該当する手続を探さなければならず、事業者にとって分かりにくいものとなっている。</p> <p>事業者の業種別に容易に必要な手続を検索できるような表示、関係する手続を集約するなど、事業者が使いやすいサイト構成としてほしい。</p>

改善要望 : 手続案内、電子申請サイトの改善 (その3)

手続名	健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届総括票 (平成15年2月27日社業発第11号健康保険法施行規則等の一部改正する省令の施行及び農林漁業団体等の被保険者記録移管等に伴う社会保険オンラインシステムに係る業務処理の取扱について)
利用者	社会保険労務士
事項	オンラインの利用による申請方法等について、ホームページ上に体験版プログラムを提供してほしい
内容	厚生労働省のホームページにおいては、申請方法等の案内について、体験版プログラムが用意されていないため、分かりにくい。プログラムの操作方法等を分かりやすく解説した体験版プログラムをホームページ上に提供してほしい(金融庁、総務省、国税庁のホームページにおいては、体験版プログラムが提供されている。)

改善要望 : 電子申請様式の改善 (その1)

手続名	新エネルギー等発電設備認定申請(包括的代行申請分) (電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法9条第1項、同施行規則第11条)
利用者	電気事業者
事項	1 同一の手続については複数の申請を一括して提出できるようにしてほしい 2 提出できる電子ファイルの多様化を図ってほしい 3 社内データを申請様式に入力するための変換ツールを提供してほしい 4 システム変更等に係る情報を適切に案内してほしい
内容	1 経済産業省のITEM2000(汎用受付等システム)における申請様式は、設備ごとに10事項を1件1葉で入力する画面となっている。当社の場合、毎月400件分(4,000事項分)について申請しているが、これを一括で申請できるようにしてもらいたい。 2 また、社内管理データをエクセルで作成しているが、ITEM2000においては、エクセルデータでの提出が認められていないため、申請データを手入力しており、作業量が増加している。エクセルデータにより一括で申請できるようにしてもらいたい。 3 本件については、経済産業省に対して、手入力作業を軽減するための方策を検討していただくよう要望しているが、同省は、「近々、申請ファイルの仕様を公開するので、申請者側で社内管理データを申請様式に入力するための変換ツールを構築してほしい。」としている。社内管理データを申請様式に入力するための変換ツールを汎用受付等システムからダウンロードできるようにするなどして、提供してほしい。 4 平成15年12月に経済産業省が汎用受付等システムの見直しを行った際、見直しの施行時期から1月を切った時点で「変更が有ること」のみの通知があったが、変更内容やシステム停止期間等の詳細についての案内はなかった。 変更の内容次第では、変更内容に応じた社内システムの変更が必要となる場合があるので、見直しを行う場合には、余裕のある周知期間の確保と変更内容の事前周知を行ってほしい。

改善要望 : 電子申請様式の改善 (その2)

手続名	新エネルギー等発電設備変更認定申請 (自社申請分及び包括代行申請分) (電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第9条第5項、同法施行令第4条) 新エネルギー等発電設備氏名等変更届出 (自社申請分及び包括代行申請分) (電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第9条第5項、同法施行令第5条第2項)
利用者	電気事業者
事項	同一の手続については複数の申請を一括して提出できるようにしてほしい
内容	当該手続の申請・届出様式は、1件につき1設備分を1葉で作成することが求められている。当社の場合、毎月10件程度の手続を行っているが、共通事項についても1件ごとに入力しなければならない。 一方、認定申請や廃止届出では、複数の設備について一括して申請・届出が行える様式となっていることから、当該手続についても一括して手続できるようにしてほしい。

改善要望 : 電子申請様式の改善 (その3)

手続名	新エネルギー等発電設備認定申請 (包括的代行申請対象外) (電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第9条第1項、同法施行規則第11条)
利用者	電気事業者
事項	インターネットの利用により代理申請を行えるようにしてほしい
内容	当該手続について代理申請を行う場合、代理申請用の申請様式が電子的に提供されていない。このことについて、地方経済産業局は、ITEM2000からダウンロードした様式に「代理人」の記載欄を申請者が追加して申請するよう求めているが、代理権限の有無が確認できないことからインターネットの利用による申請が認められていない。インターネットの利用により代理申請を行えるようにしてほしい。

改善要望 : 24時間365日の受付について

手続名	特許出願等 (特許法第36条等)
利用者	弁理士
事項	24時間365日受け付けてほしい
内容	オンラインでの受付時間が開庁日の9時から22時までに限られている。24時間365日受け付けてほしい。